

2025年3月18日

---

---

放送人権委員会決定 第81号  
「警察密着番組に対する申立て」  
— 見 解 —

---

---

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)



## 「警察密着番組に対する申立て」

### に関する委員会決定

#### — 見 解 —

申立人 販売会社の現役員、元役員

被申立人 株式会社テレビ東京

苦情の対象となった番組

『激録・警察密着24時！！薬物・凶器・詐欺… 春のワルー掃大作戦SP』

放送日 2023年3月28日(火)

放送時間 午後6時25分～午後8時54分

(テレビ北海道、テレビ愛知、テレビ大阪、テレビせとうち、TVQ九州放送、びわ湖放送、岐阜放送、テレビ和歌山で同時放送)

【決定の概要】	-----	3 ページ
本決定の構成		
I. 事案の内容と経緯	-----	5 ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	-----	5 ページ
2. 本件放送の内容	-----	5 ページ
3. 論点	-----	6 ページ
II. 委員会の判断	-----	7 ページ
1. 背景事情	-----	7 ページ
2. 申立てからお詫び放送・お詫び文の掲載、話し合い終了まで	-----	8 ページ
3. 論点1 「テレビ東京が本件放送について、既に申立人に謝罪し、お詫び放送やお詫び文のホームページへの掲載等を行っていることは、本件申立てにおいてどのように扱われるか」	-----	12 ページ
4. 論点2 「捜査に関して警察官自身による『再現』であるという事後撮影を行い、放送したことに、人権侵害はあったか」	-----	15 ページ
5. 論点3 「捜査に関して警察官自身による『再現』であるという事後撮影を行い、放送したことに、放送倫理上の問題はるか」	-----	22 ページ

Ⅲ. 結論	3 1 ページ
1. 本件放送について	3 1 ページ
2. 今後の警察密着番組について	3 1 ページ
Ⅳ. 放送概要	3 3 ページ
Ⅴ. 申立人の主張と被申立人の答弁	4 4 ページ
Ⅵ. 申立ての経緯と審理経過	4 9 ページ

## 【決定の概要】

本件は、テレビ東京が2023年3月28日に放送した『激録・警察密着24時！！薬物・凶器・詐欺…春のワルー掃大作戦SP』（以下「本件番組」という）のうち、人気漫画・アニメ「鬼滅の刃」を連想させる市松模様などの和柄商品に関する初の不正競争防止法違反事件を取り上げた部分（以下「本件放送」という）に対して申立てがなされた事案である。

1年にわたり捜査に“密着”取材したとして放送されたが、取材開始は逮捕の直前で、逮捕当日とその前日の署長訓話以外は、実際に捜査にあたった警察官らによる「再現」であり、事後に撮影されたものであった。

社名や氏名は伏せ、人物や建物はモザイク処理が施されていたが、商品名や本件放送までの他の報道で社名や氏名の推知が可能であった。

逮捕された4名のうち3名が不起訴となり、公判では法律の解釈適用が争われ、無罪主張がされたが、一審で有罪判決を受け本件放送時は控訴していた。

しかし、本件放送は不起訴や控訴に触れることなく、「“ニセ鬼滅”組織を一網打尽」とのサイドスーパや、不起訴となった者の逮捕場面に「被害者面で逆ギレ。挙げ句に泣き落とし」などのナレーションをつけて放送した。また、キャラクター（登場人物）を使用した商品は扱っていないのに、「あからさまな偽物も中国へ発注していた」などと、事実と異なる放送をした。

これに対し、夫婦である現役員と元役員が、会社や4名の信用、プライバシー、名誉感情を大きく毀損したと主張するとともに、捜査場面は逮捕後に撮影されたもので、警察官をつかった「やらせ」であるなどと主張し、「ねつ造」を認めて謝罪、訂正文の掲載をすること、事後撮影の内容と経緯の説明をすることなどを求めて申立てをした。

申立て後、当委員会の促しにより、申立人らとテレビ東京で話し合いがなされ、その結果、お詫び放送やお詫び文の局ホームページへの掲載が行われた。また、テレビ東京は、警察密着番組の打ち切りを決める一方で、再発防止策として番組チェック体制の強化や社内教育・研修の拡充などを進めていくとした。

申立人らは、お詫び放送等の対応に一定の評価をしたものの、事後撮影部分が「再現」か否かといった認識の違いや、テレビ東京が事後撮影の経緯を含む番組制作過程を明らかにしなかったことに納得せず、申立ての取り下げに至らなかった。

委員会は、こうした経緯をふまえ、申立人らの実質的な被害回復の状況を検討し（運営規則第5条第2項（1））、審理の対象を話し合いが相容れない状況（同第5条第1項（4））になっている事後撮影部分に限定することとした。

そして、事後撮影が行われた経緯から、警察官らによる恣意的「再現」の可能性

があることを前提に、5つの事後撮影部分について、実際の捜査で行われた事実と異なるか、人権侵害はあるかを検討した。その結果、警察官らがキャラクターの絵がついた商品画像を発見しアウトだという場面については、捜査の過程の事実と異なるとまで認めることはできないが、一般視聴者に販売会社がキャラクターそのものを真似た商品を扱っているとの印象を与えるもので、申立人らの名誉を毀損すると判断した。しかし、この点については、お詫び放送・お詫び文の掲載により、すでにその被害は一定程度回復されていると判断し、本決定において改めて人権侵害があったと扱うことはしなかった。

次に、放送倫理上の問題について、申立人らの求めでもある事後撮影が行われた時期、事後撮影から放送までの経緯を詳細に検討し、事後撮影部分については、事実の重要な点において、意図的に事実と異なる虚偽の放送がされたとはいえ、その意味では「やらせ」「ねつ造」があったとはいえないと判断した。

しかし、長年の一括発注の過程で、事後撮影部分があることがテレビ東京に報告されないような緊張感を欠く状況となっており、また、本件では局プレビューも機能しておらず、テレビ東京が放送責任を果たすためのチェック・確認をしていたとは到底いえなかった。

その結果、控訴審第1回公判の直前に、争点である正規品との混同可能性や真似る意図に関して、警察官が「再現」するままに、その言い分を一方向的に述べるものが放送されることになった。キャラクターを真似た商品を申立人らが扱っているとの誤解を生じさせる場面が「再現」され、誤ったナレーションがつけられたが、チェックされることもなかった。さらに氏名推知可能な状態で、不起訴になった者も含む4名の逮捕の方針を決める捜査会議場面がドラマのように「再現」された。無罪主張をしている申立人らの言い分や控訴していることも一切述べられなかった。これらが「1年に及ぶ“執念の捜査”完全密着」というサイドスーパースーパーのもと実際の捜査場面として放送された。

このように、本件放送は正確さ、公正さに問題があること、取材される側への配慮を欠き過度に社会的制裁を加えるものになっていること、視聴者の期待、信頼に反することから、放送倫理上問題があると判断した。

最後に、警察密着番組を好んで視聴する人は少なくなく、他局においては放送が続けられていることから、警察密着番組のもつ構造的問題にもふれ、放送界全体として、本件をきっかけに番組の意義や内在する危険性について改めて考えていただくことを求めた。

# I. 事案の内容と経緯

## 1. 放送の概要と申立ての経緯

申立ての対象は、2023年3月28日に放送されたテレビ東京の番組『激録・警察密着24時！！薬物・凶器・詐欺…春のワルー掃大作戦SP』（以下、「本件番組」という）のうち、人気漫画・アニメ「鬼滅の刃」を連想させる市松模様などの和柄商品に関する初不正競争防止法違反事件を取り上げた部分（以下、「本件放送」という）である。捜査に“密着”取材したとして1年にわたる捜査と逮捕場面などを放送した。

申し立てたのは、本件放送で取り上げられた販売会社の現役員（以下、「申立人A」という）、元役員（以下、「申立人B」という）の夫婦2名。申立人は、本件番組の放送時点で逮捕された4名のうち3名が不起訴処分になっているにもかかわらず、その事実に触れていないことは4名の信用、プライバシー、名誉感情を大きく毀損したと主張。さらに捜査会議などの場面は、実際は逮捕後に撮影されたもので、捜査員をつかした「やらせ」であるなどと指摘し、「ねつ造」を認め、事後撮影の内容と経緯の説明をすることなどを求めて、2024年1月、放送人権委員会に申立てを行った。

テレビ東京は申立人側との複数回の交渉を踏まえ、不適切な表現で視聴者に誤解を与え、関係者の名誉を深く傷つけた旨を内容とするお詫び放送を2024年5月28日に実施するとともに、同社のホームページでお詫び文とお詫び放送の動画を掲載した。またテレビ東京は、警察密着番組の打ち切りを決める一方で、再発防止策として番組チェック体制の強化や社員教育・研修の拡充などを進めていくとした。同社はこれらの被害回復措置を講じたことにより、本件番組による人権侵害の被害は回復されたと考えると主張した。

これに対して申立人らは、お詫び放送などの対応については一定の評価をしたものの、事後撮影についての「再現」か否かといった認識の違いや、テレビ東京が事後撮影の経緯を含む番組制作過程を明らかにしなかったことに納得せず、申立ての取り下げに至らなかった。

放送人権委員会はこうした経緯を踏まえ、2024年6月開催の委員会で、本件申立ては運営規則第5条に照らし、要件を満たしているとして審理入りすることを決定した（なお、申立書には、販売会社も申立人として記載されているが、申立人と実質的に同一であると判断し、申立人はA・Bの2名とした。以下、販売会社を「申立会社」と表記する）。

## 2. 本件放送の内容

『激録・警察密着24時！！』は2005年8月から放送を開始した番組で、当初から制作会社への一括発注で制作され、主にゴールデンタイムで年4～5回程度、不

定期に放送されてきた。

2023年3月28日の放送は『激録・警察密着24時！！薬物・凶器・詐欺…春のワルー掃大作戦SP』と銘打って、自動車警ら隊への密着など10の事案を取り上げた。そのうち最後の事案として「鬼滅の刃」の商品に関する不正競争防止法違反事件を約21分にわたり放送した。

『鬼滅の刃』偽グッズで16億円荒稼ぎ！捜査1年…執念の“鬼退治”などのサイドスーパーを表示しながら、「およそ1年に及ぶ執念の捜査を激録」(ナレーション)したとしている。愛知県警蟹江署の捜査員がゲームセンターで、市松模様に「滅」の文字の入った景品を見つけたことを端緒に、愛知県警本部から著作権侵害などのスペシャリストの警部が派遣され、捜査に乗り出していく。ゲームセンターに置かれていた疑惑の商品を持ち帰り、警部らが「キャラクターのまんまだな」「これはちょっと悪質でしょう」と語る場面や、グッズの販売許可をとっていないことを確認し、警部が「著作権法とかいろいろあるんですけども、不正競争でいきますか」と捜査の方針を捜査員に語る場面などが収められている。さらに、顔にボカシは入れているものの、被疑者4名の顔写真を使用しながらの捜査会議の様様や被疑者に手錠を装着するシーンを放送した。また、被疑者の逮捕に至る場面を「被害者面で逆ギレ。挙げ句に泣き落とし」などのナレーションを付して放送した。

### 3. 論点

委員会が取り上げる論点は以下のとおり。

- 放送局が本件放送について、既に申立人に謝罪し、お詫び放送やお詫び文の局ホームページへの掲載等を行っていることは、本件申立てにおいてどのように扱われるか。
- 捜査に関して警察官自身による「再現」であるという事後撮影を行い、放送したことに、人権侵害はあったか。
- 捜査に関して警察官自身による「再現」であるという事後撮影を行い、放送したことに、放送倫理上の問題はるか。



## II. 委員会の判断

### 1. 背景事情

#### (1) 捜査を「再現」した密着番組

本件放送は、人気漫画・アニメ「鬼滅の刃」を連想させる商品に関する初の不正競争防止法違反事件について、愛知県警蟹江署の捜査に1年にわたり“密着”取材したとして、逮捕に至るまでの捜査と逮捕場面を放送したものである。逮捕当日とその前日の署長訓話以外の場面は、実際に捜査にあたった警察官らによる捜査の「再現」で、事後に撮影したものであった。

本件放送で問題とされている点等を適切に理解するためには、本件放送までの経緯等、背景事情を把握しておくことも必要であるから、まず以下に述べる。

#### (2) 法律の解釈に争いのある事件

申立会社では、「鬼滅の刃」のキャラクター（登場人物）を使った商品は扱っておらず（この点に争いはない）、問題とされたのは、キャラクターの衣装等に使用されている6つの柄（市松模様、麻の葉模様、鱗模様、蝶模様、火焰模様、亀甲柄模様）と類似の柄を使用したバスタオル等の商品であった。

「鬼滅の刃」のこれら6つの柄については、2020年6月24日、出版社により商標出願がなされたが、市松模様、麻の葉模様、鱗模様については2021年5月26日、日本伝統の柄の一種と理解されるなどとして特許庁から拒絶理由通知が出され、その後同年6月3日、蝶模様、火焰模様、亀甲柄模様は商標登録されたが、市松模様等については同年9月24日に拒絶査定がなされ、商標登録はされなかった。

また、問題となった商品は、正規の通関手続を経て中国から輸入されたものであった。申立会社は、税関への輸入申告書に毎回、商品の画像を添付するなどしたうえで通関手続を受けていた。

このような状況下において、本件事件は「鬼滅の刃」に関する初の不正競争防止法違反事件（周知表示混同惹起行為 同法第2条1項1号違反）として立件されたものであった。社会的注目を集め、逮捕に先立つ申立会社への搜索差押や逮捕、起訴はテレビや新聞等で報道された。

4名が逮捕されたが、申立人Aと申立会社のみが起訴され、申立人Aらは、キャラクターの衣装等に使用されている6つの柄について、日本古来の柄であり不正競争防止法にいう「商品等表示」に該当せず、また、申立人Aには同法にいう「不正の目的」もないなどと、法律の解釈やあてはめについても争い、無罪を主張していた。申立人Aらは第一審で有罪判決を受け最高裁まで争ったが、有罪が確定してい

る。なお、「滅」の文字が出版社により商標登録されており、本件不正競争防止法違反事件での逮捕後、4名は倉庫にあった「滅」の文字の入った商品に関して商標法違反でも逮捕されたが、全員不起訴になっている。

### (3) 逮捕から1年8カ月後の放送

本件放送は、捜査・警ら活動など10の事案を取り上げた2時間29分の本件番組の最後の事案として約21分間放送された。本件番組は、逮捕された4名がそれぞれ警察車両に乗せられて手錠を装着される、今まさに逮捕されたという場面で印象的に終了している。

しかし、本件放送は、逮捕から1年8カ月ほど間をおいてなされたものであった。2023年3月28日の本件放送時、2021年7月28日に逮捕された4名のうち3名は同年9月6日不起訴となっており、起訴された申立人Aと申立会社は既述のように公判で法律の解釈等を争い無罪主張をし、2022年12月16日有罪判決を受けるも控訴し、2023年5月15日の控訴審第1回公判期日を控えていた。

申立人らは、本件放送を見てはじめて、裁判で無罪を争っている事件の捜査や、1年8カ月前の逮捕場面が番組で取り上げられていることを知った。

## 2. 申立てからお詫び放送・お詫び文の掲載、話し合い終了まで

### (1) 申立人らの主張

ア 申立人らは、テレビ東京への書面での「抗議と申入れ」を経て、本件放送について、以下を問題であるとして2024年1月5日付で申立てを行った。

- ① 逮捕された4名のうち3名が不起訴処分になっているにもかかわらず、不起訴には触れず、「人気キャラクターに便乗し、荒稼ぎしていた被疑者たちは、4人揃って不正競争防止法違反の容疑で逮捕された」とのナレーションのもと、4名が逮捕され警察官から手錠を掛けられる場面を放送したこと。
- ② 4名をあたかも凶悪な犯罪をした者として取り上げ、不起訴となっている元監査役の女性が突然逮捕だと言われ困惑して泣きながら「私、なにもやっていないのに」「私、自殺する」と述べている様について、「逮捕されると聞き、逆切れ、更に今度は泣き落とし」「泣き落としも通じるわけなく」など、悪性格であるかのようなナレーションを付けて放送したこと。
- ③ 本件事件は「鬼滅の刃」のキャラクター（登場人物）の模倣ではなく、その衣装と同じ柄（市松模様のような日本に古来からある模様）の商品について不正競争防止法違反が問題になったもので、申立会社と申立人Aは公判で法律の解釈等を争い一貫して無罪を主張しており、放送時はもとより申立て時点においても刑事事件は確定していない。それにもかかわらず、「人気キャラクターに

便乗して荒稼ぎ」「“ニセ鬼滅”組織を一網打尽」というサイドスーパーをつけて放送することは、「無罪推定の原則」に反するばかりか、仮に有罪であったとしても許される表現内容を大きく超えていること。

- ④ 本件事件で問題になった商品等について、申立会社が通信販売をしていた、強制捜査後もそのまま販売していたと放送したが、そのような事実はない。そのような事実がないことは捜査で明らかになっており、密着取材をしていれば番組制作者らは当然承知していたはずであること。
- ⑤ 「鬼滅の刃」のキャラクターを使用した商品をパソコン画面に映し、警察官が「これは完全に絵がついている」「ダメだね、アウトだ」と発言する場面があり、申立会社がキャラクターを使用した商品を作っていたかのようなのであるが、画面に映っているものは申立会社の商品ではない。警察官はそれを承知しながら「やらせ」で演技をしていること。
- ⑥ 逮捕を検討する捜査会議で、被疑者4名の写真をホワイトボードに貼っていく場面が放送されたが、当該写真は逮捕時に撮影されたものであって、この捜査会議は逮捕後に撮影されたものである。「再現ドラマ」のような注釈もなく、視聴者は実際の捜査会議だと思う。実際には逮捕前に行っていない会議をあたかも逮捕前に行ったかのように再現させた会議は「やらせ」であり、ドキュメンタリーバラエティとして許される演出の範囲を大きく超えていること。
- ⑦ 別の日時という設定で警察官同士の会話や打ち合わせの場面が何度か出てくるが、警察官の服装やネクタイが毎回同じである。同じ日にまとめて撮影されたものと思われ「やらせ」であること。
- ⑧ 本件放送は、社名や逮捕された4名の氏名を伏字にしているが、商品名をそのまま放送しており、他の事件報道から社名や氏名が容易に推知されること。
- ⑨ 社名、氏名が推知される状態で、実際の警察官を使った過剰な演出やセンセーショナルなナレーション、テロップと合わせて放送することで、申立会社や同社従業員の信用やプライバシー、名誉感情を大きく毀損していること。

イ 申立人らは、テレビ東京に対し、放送内容の「ねつ造」を認め、申立会社及び同社従業員に真摯に謝罪すること、本件放送で「ねつ造」した事実を摘示しこれを訂正する文書を掲載すること、警察官をつかった「やらせ」について、その内容とこれに至った経緯を説明することを求めている。

## (2) 当事者間での話し合い、事後撮影部分についての認識の違い

ア 申立後、委員会の促しで話し合いが行われた。本件番組は、取材、撮影、編集のすべてを制作会社が行い、制作会社からいわゆる「完パケ」で局に納品される一括発注番組であった。テレビ東京は、申立書記載の内容について、改めて制作

会社に事実確認を行い、捜査場面に事後に撮影した部分があることを、この時点ではじめて把握したという。

イ テレビ東京は、不適切な放送によって申立人らの人権、名誉を傷つけたことを重く受け止めたとして、申立てから1カ月後には、制作局長名のお詫び文書を申立人ら代理人宛てに送付するとともに面会を申し入れた。

そして、直接謝罪を含む5回の面会や電話、書面でのやりとりを重ね、申立人らから求められたお詫び文の掲載に加え、テレビ東京側からお詫び放送を行うことも提案し、文案や放送の仕方についても協議し、申立人側の修正案を受け入れるなどした。

ウ 事後に撮影された部分に関しては、協議の過程で、テレビ東京から「事後（逮捕後）」かつ「同一日」に撮影されたことは明らかにされたが、撮影日や撮影の経緯については「番組制作過程については明らかにしない」として、説明されなかった。

また、テレビ東京から事後撮影部分について「再現」との発言があった際には、申立人側から、事後撮影された内容からして「再現」ではないとの指摘がなされた。申立会社ではキャラクターを使った商品を扱っておらず、警察官らはそのことを知っていたのであるから、本件放送の、キャラクターを真似た商品をパソコン画面に映し、「ダメだね、アウトだ」などと警察官らがやりとりする場面が実際の捜査であったはずがなく、これを「再現」したということは、「やらせ」や「ねつ造」以外の何物でもないなどというのがその理由であった。

他にも事後に撮影された場面に、事実と異なる部分が多々あると考える申立人らにとって、事後撮影部分を捜査の「再現」というかどうかは非常に重要な問題であった。一方、テレビ東京においては、事後撮影はあくまで捜査を「再現」したものであるとの認識であった。

エ こうした認識の違いが残る状態で、お詫び放送・お詫び文の事後撮影に関する部分についても協議され、申立人側の修正した内容で確定した。「再現」という表現は一切されていない。申立人らは、お詫び放送・お詫び文は、テレビ東京と申立人らの事前の協議で双方が内容を調整し、確認して、納得して出した文章であるとしている。

### (3) お詫び放送・お詫び文の掲載

2024年5月28日火曜日、テレビ東京は本件番組と同じ曜日、同じ時間帯（午後6時25分～30分）にお詫び放送を行った。お詫び放送は、本件番組を放送した系列局等でも放送された。

また、テレビ東京は、ホームページの目立つ位置に「2023年3月放送『激録・

警察密着24時！！』に関するお詫び」と掲げ、お詫び放送の内容全文を掲載し、お詫び放送の動画視聴も可能とした。申立会社のホームページには、同様に目立つ位置に「～皆様へのお知らせ～2023年3月28日火曜日テレビ東京及び同系列局で放送されました『激録・警察密着24時！！』について、テレビ東京がお詫びの放送を行いました。詳しくはこちらをご覧ください」とあり、テレビ東京ホームページのお詫び文・お詫び放送視聴ページのリンクが張られている。お詫び文等のテレビ東京ホームページへの掲載期間は、申立人側の求めに応じて2024年7月末日までとされたが、それを越えて掲載が続けられている。

さらにテレビ東京は、本件番組につき「その制作手法の構造上、潜在的に被疑者の人権を侵害するリスクが否定できない」として、今後本件番組自体を放送しないことを決めた。

#### (4) 定例社長会見

お詫び放送の翌日、テレビ東京と申立人側は6回目の面会を行い、申立人らはお詫び放送に満足している旨述べた。

その翌日、テレビ東京の定例社長会見があり、社長がお詫び放送・お詫び文掲載について説明し、改めて視聴者と関係者に迷惑と誤解を与え名誉を傷つけたことを深く反省しお詫びすると謝罪した。

この際、記者から「再現映像だったということを局側のプロデューサーは聞いていなかったのか」等の質問があり、取締役から「最終的には再現であることを表記できていないということにつきます」「あくまでも事実に基づいて『再現』したということです。事実と異なる内容を作り出したり、事実を曲げた形で放送したりということはありません」との説明がなされた。

#### (5) 話し合いの終了

これに対し、申立人らは、事後撮影が捜査の「再現」であるとの説明は到底承服できず、「再現」に関する取締役発言はお詫び文で確認した内容を反故にし、さも申立人らがキャラクターをそのまま真似た商品を扱っていたかのような誤った印象を与えるなどと捉えた。お詫び放送やお詫び文のホームページ掲載は申立人らの名誉と信頼を回復するに十分なものになるはずであったが、その期待はすっかりしぼんでしまったのだという。

そしてテレビ東京がお詫び放送やお詫び文の掲載等により申立人らの名誉は回復されたとして本件申立ての取り下げを求めたが、申立人らはお詫び放送等に一定の効果があったことは認めながら、捜査における事実と異なる内容を「再現」と評価することは誤っている、なおさら「やらせ」「ねつ造」の疑念が強まり、事後撮影の経緯や放送された経緯について検証が必要である等として取り下げに応じなかった。

### 3. 論点1「テレビ東京が本件放送について、既に申立人に謝罪し、お詫び放送やお詫び文のホームページへの掲載等を行っていることは、本件申立てにおいてどのように扱われるか」

#### (1) 放送人権委員会の審理対象

当委員会では「申立てに係る放送の内容、権利侵害の程度および実質的な被害回復の状況に鑑みて、審理の対象とすることが相当でないと認められる場合は、当該苦情を審理の対象としないことができる」としている(運営規則第5条第2項(1))。

本件では、直接謝罪、お詫び放送・お詫び文の掲載がなされているから、当委員会の審理対象とするかどうか、申立人らの実質的な被害回復の状況はいかなるものか、以下に検討する。

#### (2) お詫び放送・お詫び文の内容

ア 本件放送では、社名や申立人ら逮捕された4名の氏名は伏せ、顔や住居建物にはモザイクをかけ、会社や人物が特定できないようにされていた。

しかし、テレビ東京は、商品名をそのまま放送したこと、本件事件は搜索差押や逮捕等が報道されていたため、本件放送を別の報道等と照らし合わせると社名や氏名の推知が可能であると考え、それを前提にお詫びをしている。確かに推知可能であるから、その前提で本件放送を考える必要がある。実際、自宅マンションドア先での逮捕場面、自宅マンションからの連行場面で、モザイク処理はされているものの自宅マンションが映され、住人らにはわかるため、申立人夫妻は本件放送後に自宅の引越しを余儀なくされている。

イ お詫び放送・お詫び文で、まずテレビ東京は、4名が逮捕されたと伝えその後の捜査で3名は不起訴になったが、不起訴の事実に言及することなく放送を行ったことは不適切であったと述べ、3名が不起訴になったことを明確に伝えている。

ウ 次に、演出について、「逆ギレ」「今度は泣き落とし」(元監査役の女性に対してのナレーション)といった刺激的なナレーションを多用したり、「“ニセ鬼滅”組織を一網打尽」といったサイドスーパーを使用したことは、配慮を欠き、行き過ぎた演出であったと認め、関係者の名誉を傷つけてしまったとお詫びしている。

「関係者」には、申立人とはならなかった元監査役夫妻も含まれる。

エ 申立会社が「鬼滅の刃」のキャラクターをそのまま描いた商品を中国へ発注していたと放送したことについては、放送に先立つ取材の中で事実確認をしなかった点は不適切だと認め、放送後、申立会社からそのような事実はないとの指摘を受けた、と伝えている。

直接的に、申立会社はキャラクターを使用した商品を中国に発注していなかつ

たと述べてはいないが、この表現は申立人側と調整して決められたものであるし、これを聞いた視聴者は、申立会社が「鬼滅の刃」のキャラクターをそのまま描いた商品を中国へ発注していたとの放送は事実ではなかったと受け取る。

なお、テレビ東京の定例社長会見は局のホームページにその内容が掲載されており、前述の本件会見内容も見ることができるが、社長は「VTRに登場した会社が、使用許諾を得ていないキャラクターを描いた商品を発注していたと伝えましたが、事実ではありませんでした」と述べたと記録されている。

オ そして、強制捜査後も問題となっている商品が通信販売などでも売られ続けていたと伝えたことについては、通信販売などを行っていたのは申立会社とは異なる第三者であると事実を伝え、それにもかかわらず本件放送では、あたかも申立会社が強制捜査後も通信販売を行っていたと不正確な表現をしたと、訂正している。

カ 事後撮影については、捜査シーンにおいても誤解を与える表現があったと述べ、本件放送には、実際の捜査場面を撮影したものに加え、警察署内での捜査員同士の会話や会議の様子があるが、これらはいずれも事後に撮影したものであったと明らかにしている。そして、事後に撮影されたものであることを明示していなかったこと、すべてが捜査の時系列に沿った一連の撮影であるかのような誤解を招く構成になっていたことを明らかにしている。

キ そして、これらの不適切な表現を通して、視聴者に誤解を与え、関係者に迷惑をかけたこと、事実確認に時間を要したことで、関係者の名誉を深く傷つけたことを、テレビ東京として真摯に受け止め、心からお詫びするとしている。

ク このお詫び放送・お詫び文の内容、表現は、テレビ東京と申立人側とで協議して決めたものである。

以上からすると、お詫び放送・お詫び文は、申立人ら指摘の問題点やテレビ東京への求め全般に対し、「やらせ」「ねつ造」とは認めないが、間違いや不適切は認め、正しい事実を伝え、訂正し謝罪をしており、申立人らがいう「捜査官を使った『やらせ』」すなわち、事後に撮影された部分について、「その内容と経緯の説明」をすること以外は、応えたものといえる。

### (3) 申立人らの被害回復、本件の審理対象

ア 本件放送は、申立人らに重大な影響、被害を与えたといえる。テレビ東京が認めるとおり、不適切な点が多々ある。

しかし、お詫び放送は、放送で傷つけられた名誉や信用等を回復するための最も有効な手段である。本件お詫び放送は既述のように、放送で伝えなかった伝えるべき事実を伝え、間違った内容を訂正し、表現の不適切を認め、謝罪するもの

で、それを申立人らが納得した文章で行っている。

そして、既述のようなお詫び放送・お詫び文の掲載方法によって、視聴者や関係者らが広くその内容を把握できるようになっている。

そうすると、本件お詫び放送・お詫び文の掲載によって、本件放送で損なわれた申立人らの名誉や信用等は一定程度回復されたというべきである。申立人らも一定の効果はあったと認めている。テレビ東京が本件放送における問題の重大性を認識し、自立的、積極的に被害回復に努めたことも評価されるべきものである。なお、テレビ東京は、本件番組は今後放送しないこととしたが、再発防止策として、本件番組の制作会社や他の制作会社スタッフも参加する勉強会の開催、コンテンツ審査室の新設などを行った。

イ ところで、本件放送における元監査役の女性の逮捕場面の放送には、不起訴の不言及に加え、行き過ぎた演出があり、同人の名誉や名誉感情を傷つけるものである。申立人らは元監査役は今もなお心身不調で、被害は回復されていないと主張している。元監査役が申立人となっていないのは、逮捕や本件放送で取り上げられたことのショックが大きく本件放送を見ることもできていないためであり、申立人Bは元監査役の思いを聞いてもらうためにも申立人になったと述べている。

しかし、元監査役についてもお詫び放送・お詫び文で不起訴となったことが述べられ、元監査役に関する放送部分については、ナレーションを具体的に示して不適切であったと認め謝罪がされている。元監査役についても、本件放送で損なわれた名誉や名誉感情等は一定程度回復されたといえる。

また、ヒアリングの場で、申立人Aから、本件事件後に取引を開始したが本件放送後に取り止めとなった会社があること、申立人Bから、逮捕の場面で「なぜか投げやりな二人。これは過去の逮捕で慣れているということか」とナレーションされたが、自分に逮捕歴はなく、朝早くに警察官らが来て逮捕と言われ驚いていたものを上記のように言うのはあまりに侮辱しているし、子どもを気遣い「静かに出てってもいいですか」と述べたことに対し、「自分の子どもは可愛いのに、他人の子どもを食いものにする」とナレーションするのはあまりにもひどいなどと被害や心情等が述べられた。

これらについても、キャラクターを使った商品や強制捜査後の通信販売の件といった申立人らの信用にかかわる点は訂正されているし、「行き過ぎた演出」には申立人Bの指摘する部分も含まれていると考えられるから、お詫び放送・お詫び文で一定程度被害は回復されている。

ウ 一方、本件事後撮影部分については、お詫び放送・お詫び文において、事後に撮影した部分があること、それを明示せず、すべてが捜査の時系列に沿った一連の撮影であるかのような誤解を招く構成になっていたことが明らかにされ、この



点も含め謝罪されている。

しかしながら、その撮影経緯等は明らかにされていない。また、テレビ東京がいう「再現」との表現について、申立人らの主張である、客観的事実関係からして、実際の捜査であった事実とは考えられない捜査場面があり、それを「再現」と表現することは間違いで、単に本件放送で「再現」と明示しなかったという問題ではないとの指摘は理にかなったものである。そもそも、警察への「密着」をうたう本件番組において、「1年に及ぶ“執念の捜査”完全密着」とのサイドスローパーを掲げ放送された捜査場面のほとんどが事後撮影であったという点は、検証されるべきものである。

エ そこで当委員会は、事後撮影部分に関してはいまだ「苦情申立人と放送事業者との間の話し合いが相容れない状況になっている」(運営規則第5条第1項(4))点があるから、審理の対象とすることとした。

その他の申立書記載の問題については、お詫び放送・お詫び文が申立人らとテレビ東京が協議を重ね、申立人らが納得した文章でなされたこと等による被害回復の状況に鑑みて、審理の対象とはしない。

#### 4. 論点2「捜査に関して警察官自身による『再現』であるという事後撮影を行い、放送したことに、人権侵害はあったか」

##### (1) テレビ東京の主張

テレビ東京は、事後撮影は事前にペン取材を行い詳細に聞き取りを行ったうえで、撮影時に実際の現場で改めて当時の様子を詳細に聞き取りしてひとつひとつ撮影したものであって、実際に行われていない捜査場面を実際に行われたかのように撮影・放送したという事実は一切ない、また「再現」部分自体によって申立人の悪質性が特に強調されているなどといったことは特段なく、番組の構成およびテロップ・ナレーションの作成に不適切・不正確な点はあったが、そのことと「再現」であることを明示せずに「再現」を放送したことは別であり、事後撮影そのものにより人権侵害が行われたということではない。また、関係者への取材に基づき台本を提供したり内容を指定したりすることなく「再現」され放送したものである以上、申立人らの権利侵害にかかる放送倫理上の問題も特段ないなどと主張している。

##### (2) 事後撮影の経緯、事前のペン取材は行われたのか

ア テレビ東京は、事前に詳細なペン取材を行ったことを事後撮影が捜査の「再現」であることの根拠の核としている。そこでまず、事後撮影にあたり、いかなる取材が行われたのか、事後撮影を行うことになった経緯とともに検討する。

当委員会は、申立人と放送局とがそれぞれ書面で言い分を述べ、反論をすると

いうやり取りの後、論点についてヒアリングを行い、審理・判断を行う。制作会社のヒアリングを行う場合、従前は局と一緒に行って、「リアリティ番組出演者遺族からの申立て」（委員会決定第76号）をきっかけに、局と制作会社とを別々にヒアリングする必要がある場合について検討し、運営規則等を整えており、本件では制作会社、編集を行ったフリーランスのディレクター（以下「編集D」という）、テレビ東京を別々にヒアリングした。その結果は、以下のとおりである。

イ 本件番組の制作会社は、2005年の初回放送以来、テレビ東京からの一括発注番組として本件番組を制作してきた。本件放送の制作会社チーフプロデューサー（以下「チーフP」という）は、初回から本件番組に関わっているベテランであった。チーフPは、どのようなことが犯罪や違反になり、どのように捜査や逮捕がなされているのかを放送することは、犯罪抑止につながると考え制作をしてきており、実際、横断歩道手前の一時停止など、本件番組が取り扱ったことで広く知られ、一定の効果があつたものもあるという。

本件番組で扱う事案は、チーフPらの、警察広報や過去に扱った事件で知り合った警察官らへの情報収集などで選定される。

本件不正競争防止法違反事件は、愛知県警から生活経済課で扱っている事件をいくつか聞いたなかであり、チーフPが取材に入ることを決め、取材担当ディレクター（以下「取材D」という）を選んだ。取材Dは、この当時、本件番組については1年ほど前から関わっていた。

本件事案の取材を決めたのは2021年7月に入ってからで、逮捕は同月28日であった。逮捕前日の署長訓話場面と逮捕場面の撮影後、制作会社で打ち合わせを行った結果、取材Dは、この時点で撮影できた映像だけでは放送で事件の概要を説明できないと考えた。

取材Dは、本件事案が「鬼滅の刃」に関する初の不正競争防止法違反事件であるという複雑かつ難解で、視聴者にとって非常にわかりにくい内容であったため、どのように捜査を進めていったのか具体的に教えてほしいと警察官に依頼し、カメラを回しながら、インタビュー形式で説明してもらうことに加え、捜査本部が警察署内に設置されていたことから、一部について、当時の捜査の状況を再現して説明してもらうことになったという。

この事後撮影にあたって、事前のペン取材を行った場合に通常作成されるであろう取材メモについて、チーフP、編集D、テレビ東京、そして取材D本人からも、その存在を認めることができるような説明はなく、取材Dが事後撮影を行う前に、ペン取材を行ったと認めることはできなかった。取材Dは、警察官らが「再現」を行う際に、その場面の説明を聞いたにすぎず、つまり、事後撮影部分は、

警察官らが「再現」するままに撮影されたものと考えられる。

よって、台本などはなかったとのテレビ東京の主張は事実と思われる一方、警察官が恣意的ないし事実と異なる「再現」をする可能性があるから、放送するにあたっては、慎重な検討が必要となる。

(3) 「再現」は実際の捜査で行われた事実と異なるか、それを放送したことに人権侵害はあるか

次に、本件の審理範囲（上記3（3）エ参照）の観点から、事後撮影部分につけられたテロップやナレーションは含めずに、警察官らの「再現」自体について、実際の捜査で行われた事実と異なるかどうか、その「再現」場面を放送したことに人権侵害はあるか、あるとされた場合にお詫び放送・お詫び文の掲載で一定程度被害回復されたと考えられることとの関係で、本決定においてどのように扱うかを検討する。

ア 商品を見ながら正規品との混同可能性を述べる場面（事後撮影場面①）

警察官が段ボール箱を持って「戻りました」と入室し、警部らが段ボール箱から商品（市松模様と麻の葉模様のバスタオル）を出し広げて、警部が「キャラクターのまんまだな」「これはとった店主は、みんな本物だと思っちゃう」「これはちょっと悪質でしょう」などと述べ、「製造元は書いてあるんだけど、権利があるかないかは今の時点ではわからないので」と述べている場面。警部が亀甲柄のバスタオルを広げて、「こりゃ、まんまだわ」という場面もある。

(i) 「再現」は実際の捜査で行われた事実と異なるか

申立人らは、ゲームセンターから押収した商品に警部らが広げている柄のバスタオルはないし、申立会社の商品を卸していた会社の担当者やゲームセンター店長の供述調書には模倣品であることを認識していたとあって、いずれも事実ではないと主張している。

確かに、警部らが広げている柄のバスタオルは、後に行われた倉庫の搜索差押で押収されたものであって、ゲームセンターからの押収品ではないようである。しかし、これら商品は、警察官が「戻りました」と言いながら持ち帰ったもので、ゲームセンターから押収した商品であるとは述べていない。よって、この点は実際の捜査で行われた事実と異なるとは言えない。

また、「店主はみんな本物だと思っちゃう」との警部の発言については、警部が自身の見解を述べたとも考えられるし、仮に申立人らが言うゲームセンターの店主らの供述について述べたとしても、供述が変わった可能性も否定はできず、事実と異なることまでは言えない。

(ii) 人権侵害はあるか

この再現場面は、申立会社の商品と正規品との混同可能性を摘示するもので、申立人らの名誉を低下させるが、犯罪行為に関する広く社会一般の利害に関する事実であって、公共性、公益目的が認められる。そして、刑事裁判において混同を生じさせたことが認められており、摘示された事実の重要な部分について真実性があるといえる。

また、この混同可能性を前提に、警部が「これはちょっと悪質でしょう」と述べた点は意見ないし論評にあたるが、公共性、公益性が認められ、前提としている事実には真実性があり、表現も意見ないし論評としての域を逸脱してはいない。

よって、この場面に人権侵害があるとは認められない。

イ 適用法令を決める場面（事後撮影場面②）

警察官が署に戻り、警部に、著作権協会なる機関を通じて権利者に許諾を確認してもらったが許諾していないという回答が得られたと報告し、警部「ない、許諾ない」、警察官「模倣品の可能性が濃厚になりましたね」とやりとりされている場面。警部が「許諾がなきゃもう、商標法とまあ、著作権法とかいろいろあるんですけれども、不正競争でいきますか」と方針を決め述べる場面。

(i) 「再現」は実際の捜査で行われた事実と異なるか

申立人らは、本件で不正競争防止法違反で捜査を行うことは、ゲームセンターへの搜索差押の前に決まっており、その後に検討したとする当該場面は事実ではないと主張している。

確かに、ゲームセンターへの搜索差押は不正競争防止法違反を被疑事実として行われたようである。しかし、その後の捜査方針を決めるにあたり改めて検討がなされた可能性も否定できない。

よって、実際の捜査で行われた事実と異なることまではできない。

(ii) 人権侵害はあるか

警察が不正競争防止法違反で捜査を行う方針を決めたのがゲームセンターへの搜索差押の後との事実を摘示しても、申立人らの社会的評価が低下するとはいえない。

よって、この場面に人権侵害があるとはいえない。

ウ 捜査本部における逮捕の方針についての捜査会議の場面（事後撮影場面③）

警部がホワイトボードにモザイク処理された被疑者4名の写真を次々とマグネットに貼り付けながら、「まず、会社代表が、会社代表ね。えー、まあすべての総責任者という位置づけになります」「最後がまあ今回の主犯、代表の旦那。こいつがちょっと調べていくと、今回の知財の知識を豊富に持つって、過去にね、そ

ういった取り扱いもある人物と。こいつの指示でデザインして、こいつが中国へ発注をかける。この4名を逮捕する方向で進めます」と述べる、捜査本部における捜査会議の場面。

(i) 「再現」は実際の捜査で行われた事実と異なるか

申立人らは、警部がホワイトボードに貼っている被疑者4名の写真は逮捕日に撮影されたものであるから、捜査会議で当該写真を使って4名の関係を示した事実はないと主張している。

逮捕の方針を決める捜査会議で、4名の関係についての説明はなされたと考えられるものの、逮捕日に撮影した写真を逮捕前に使用することはできないから、実際の捜査で行われた事実とは異なる。

(ii) 人権侵害はあるか

申立人らを逮捕するとの事実を摘示する本件場面は申立人らの社会的評価を低下させるものではあるが、公共性、公益目的があり、事実の重要な部分は真実といえるから、本件場面が申立人らの名誉を傷つけるものであったとはいえない。

また、4名の役職や職務内容、夫婦であることが述べられているが、事件を伝えるために必要な情報であり違法とは言えない。警部の「今回の知財の知識を豊富に持つとって、過去にね、そういった取り扱いもある人物」との発言については、一般論として前科は他人に知られたくない情報であってプライバシーとして保護されるが、この発言だけから一般視聴者が申立人Aに前科があると受け止めるとまではいえない。

よって、この場面に人権侵害があるとはいえない。

エ 押収したパソコン内の画像データを見ながら首謀者について話す場面（事後撮影場面④）

警部と警察官が商品らしき物が大量に映し出されているパソコン画面（モザイク処理がされている）の前に並んで座り、画面を見ながら、警部「ぎょうさんあるね」、警察官「たくさんありますね。あの〇〇のパソコンのデータなんですけど、やっぱ、こいつが首謀者なのかなっというのが、データでわかりますよね」と言う場面。

(i) 「再現」は実際の捜査で行われた事実と異なるか

申立人らは、当該画像データが何かはモザイクのため不明であるが、おそらく商品と思われる画像データを見ても、それをもって事件の首謀者が判明するような要素はなく、「再現」ではないと主張している。

確かに、モザイクのためにパソコン画面に表示されている大量の物が何かはわからない。しかし、申立人Aのパソコン内には「鬼滅の刃」の関連商品の写

真が保存されていたのであって、その画像データを見て警察官が申立人Aが首謀者とわかると考え、警部に伝えたという事実がなかったとまでは言えない。

(ii) 人権侵害はあるか

事件の首謀者であるとの事実摘示は、申立人Aの社会的評価を低下させる。しかし、公共性、公益目的があり、申立人Aは判決で申立会社の商品部責任者として商品の仕入れや販売等に関する業務全般を統括していた者と認定され有罪となっており、4名の逮捕者のなかで申立人Aのみが起訴されたことから真実性が認められるといえる。また、「首謀者」との表現も特段侮蔑的なものではない。

よって、この場面に人権侵害があるとはいえない。

オ キャラクターの絵がついた商品画像を発見しアウトだと言う場面（事後撮影場面⑤）

警部がパソコン画面を見る警察官に呼ばれ近寄ると、警察官が「ちょっと見つけました」「これキャラクターを真似たもの」と言いながら、モザイクのかけられた大量の商品らしき物のなかからキャラクターの絵柄が書かれたパーカーを大きく映し（モザイクなし）、警察官「ついてるもの」、警部「これは完全に絵がついてるもんで」、警察官「これはダメなやつ」、警部「ダメだね、アウトだ」とやりとりし、それぞれ別のキャラクターの絵柄が書かれたパーカー4種類が次々と画面に大写しされた後、1つの画面に4つが並べられている場面。

(i) 「再現」は実際の捜査で行われた事実と異なるか

申立人らは、申立会社ではキャラクターをそのまま描いた商品は扱っておらず、警察官らはそれを知っていたのだから、この場面が捜査でなされたとは考えられず、「再現」ではありえないと主張している。そして、このキャラクターをそのまま描いた商品は、いわゆる「正規品」ではなくメール添付で送信されてきた画像と思われるという。

これに対しテレビ東京は、申立人Aのパソコン内に「鬼滅の刃」のキャラクターの画像が保存されていたことについて、申立人Aが明らかに「鬼滅の刃」を意識してそれに類似する商品を発注していたことがわかった場面であり、取材Dは、パソコン内の商品画像は逮捕された人物の意図を裏付けるための資料であって、キャラクターの顔を入れ込んだ商品を発注していたということを表すものではないと認識していたと主張している。

テレビ東京は、キャラクターの顔を入れ込んだ商品を映し、警察官が「ダメだね、アウトだ」という場面について、明らかに「鬼滅の刃」を意識してそれに類似する商品を発注していたことがわかった場面と言いながら、なぜ「キャラクターの顔を入れ込んだ商品を発注していたということを表すものではない」

のか。テレビ東京の説明は直ちには理解し難いし、少なくとも一般視聴者は、申立会社がキャラクターそのものを真似た商品を扱っていると受け止めるだろう（この点については次に述べる）。

しかしながら、ヒアリングの結果、申立会社ないし申立人Aは2021年4月の検索差押時にパソコン内のデータを押収されたこと、問題の商品画像はメール添付で送られてきたものだが、押収時、メール添付のままではなく画像フォルダーに他の画像とともに入っていたと思われるものであることがわかった。

そうすると、申立人らが、市松模様などの和柄商品について、日本古来の柄であって「鬼滅の刃」を真似たのではないと主張しているのに対し、7月の逮捕までの捜査の過程で、警察官が申立人Aの画像フォルダーに「鬼滅の刃」のキャラクターそのものを真似た商品を発見し、それをもって市松模様などの和柄商品について、申立人Aが明らかに「鬼滅の刃」を意識してそれを連想させる商品を発注していたことがわかったと考えるのはありうることで、テレビ東京の説明が不合理とまではいえない。

よって、この場面が実際の捜査で行われた事実と異なるとまで認めることはできない。

#### (ii) 人権侵害はあるか

いま述べた通り、この場面は、申立会社がキャラクターそのものを真似た商品を扱っていると直接的に伝えるものではないが、一般視聴者にそうした印象を与え、申立人らの名誉や信用を毀損するものである。

申立会社ではキャラクターそのものを真似た商品を扱っておらず、真実性は認められない。また、チーフPらはそのことを知っていた。テレビ東京担当Pらは知らなかったが、刑事事件の捜査過程を放送するにあたっては、事案の内容を把握しているべきであって、本件事案が著作権法違反ではなく不正競争防止法違反とされていることからしても、申立会社がキャラクターそのものを真似た商品を扱っているか否かにつき、制作会社に問い合わせるか、自ら確認をするべきであった。そうすれば、本件事案はすでに一審判決が出ていたし、多数報道されていたこともあり、容易に知ることができたのにそれをしていなかったのだから、真実と信じるについて相当の理由があったとも認められない。

よって、この場面を放送したことについて、名誉毀損が成立すると言わざるを得ない。

#### (iii) お詫び放送・お詫び文の掲載との関係

これまで述べてきたように、テレビ東京は、申立会社が「鬼滅の刃」のキャラクターをそのまま描いた商品を中国に発注していたと放送したことについて、申立人らと協議を重ね、申立人らが納得した文章で、お詫び放送・お詫び文の

掲載を行っており、それらにより申立人らの名誉は一定程度回復されたといえる。

よって、申立会社が「鬼滅の刃」のキャラクターをそのまま描いた商品を扱っていたとの印象を与えるこの事後撮影部分についても、人権侵害はあったが、すでにその被害は一定程度回復されているから、本決定において改めて人権侵害があったと扱うことはしない。

#### (4) まとめ

以上より、事後撮影場面①から同④については人権侵害があるとは認められず、事後撮影部分⑤については人権侵害はあったが、本決定において改めて人権侵害があったと扱うことはしない。

### 5. 論点3 「捜査に関して警察官自身による『再現』であるという事後撮影を行い、放送したことに、放送倫理上の問題はあるか」

#### (1) 事後撮影はいつ行われたか

事後撮影がいつ行われたかは5W1Hの基本情報であり、申立人らも明らかにするよう求めている。事後撮影部分についての放送倫理上の問題を検討するにあたり、まず、本件事後撮影が行われた時期について検討する。

テレビ東京は、申立人らとの話し合いにおいて逮捕後の同一日に撮影したことは述べていたが、撮影日については、一貫して「取材源の秘匿」という大原則に基づく「取材の詳細な過程」については明らかにしないと主張している。

本件番組はバラエティの要素が強いが、テレビ東京は犯罪捜査ドキュメンタリーでもあるとしている。ドキュメンタリーにおいて、「取材源の秘匿」は報道機関の生命線ともいえる重要なものである。最高裁もその意味を「取材源は、一般に、みだりに開示されると、報道関係者と取材源となる者との間の信頼関係が損なわれ、将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨げられ、報道機関の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になる」（最決2006年10月3日民集60巻8号2647頁）として、民事訴訟法で証言拒絶ができる「職業の秘密」に当たるとしている。

「取材の詳細な過程」であっても、取材源の特定につながるような場合には、同様に考えることができるというべきである。

しかし、本件事後撮影部分については、取材源は映像に示されているし、事後撮影の経緯も方法もテレビ東京は主張している。それにもかかわらず、撮影日のみ明らかにしないのは合理性に欠ける。本件撮影日が明らかになることによる不利益の内容や程度等も述べられていない。

一方、2021年7月28日の逮捕後、4名のうち3名は不起訴となり申立会社



と申立人Aのみ起訴され、同年10月21日の第1回公判で無罪主張をしている。申立人らは、第1回公判を担当警察官らが複数傍聴していたという。そうすると、撮影時期によっては、警察官らが犯罪の立証のために強調したい部分を強調した「再現」をする可能性も考える必要がある。

そこで、事後撮影が行われた日を特定する必要があるが、2021年11月上旬の某日と思われる。警部と警察官がキャラクターを使った商品をパソコン画面に映して話している際のパソコン画面はモザイクがかけられておらず、パソコンの年月日表示を見ることができて、それが上記である。警察署内の、警察官が捜査に使用しているパソコンの年月日設定は正しいと考えられる。また、月めくりのカレンダーが見える場面があるが、2021年11月のものとなっている。

## (2) 事後撮影から放送までの経緯

次に、本件事後撮影部分が実際の捜査場面として放送されたのはいかなる経緯によるか。また、強制捜査後も販売を行っていた、キャラクターを使った商品を中国に発注していた、との間違ったナレーションがつけられ放送された経緯などについて、テレビ東京のチェック体制を検討する必要があるから、事後撮影から放送までの経緯を検討する。

ア 取材Dは、事後撮影後、2021年年末の放送に向けてオフライン編集を開始したが、チーフPは本件事案が複雑であるため、一審判決が出るまで放送を見合わせたほうがよいと判断した。

2022年12月16日、本件不正競争防止法違反事件の第一審判決（有罪判決）があり、チーフPは目を通したものの、逮捕者のうち不起訴となった人がいることは特に意識しなかった。そして、本件事案を2023年3月放送予定の本件番組で取り上げることを決めた。

取材Dは、2022年7月頃に他の番組の担当となっており、また、多忙であった。チーフPは、本件が内容的にかなり複雑な事件であったことから、編集担当を経験豊富なフリーランスの編集Dに依頼することとした。

イ 2023年1月、チーフPは、編集Dに取材Dが作成した「抜き素材」と担当警察官名などが記された簡単なメモを渡して、オフライン編集を依頼した。「抜き素材」とは、撮影した映像のなかから、見えそうなシーンやカット、コメント部分などを抜きだしたもので、2時間程度のものであった。これらの映像は、捜査の流れに沿って並べられてはいなかった。

この際、編集Dへの説明は、「鬼滅の刃」関連の商品を扱った事件であること、愛知県警蟹江署の捜査であること、捜査本部長がいることとその名前、逮捕されたのは4名であること程度であった。抜き素材に事後に撮影した部分が含まれて

いることは伝えられなかった。チーフPは、申立会社がキャラクターを使った商品を扱っていないこと、逮捕された4名のうち不起訴になった人がいること、裁判で無罪主張をしており控訴していることを知っていたが、これらも伝えられなかった。

また、チーフPは、取材Dが素材以上のものを把握していると考えておらず、取材Dから編集Dへの直接の説明を指示することもなかった。チーフPの他に、愛知県警担当のプロデューサー（以下「担当P」という）がおり、本件事件や事後撮影を把握していたが、担当Pを交えての打ち合わせを行うこともしなかった。

テレビ東京は、本件で間違った事実を含むVTRが制作された原因等について、事前に詳細なペン取材を行い事案を把握していた取材Dの編集Dへの引き継ぎに問題があったことを挙げているが、実際は既述のように取材Dはペン取材を行ったとは認められず、引き継ぎをするよう指示されてもいなかった。

ウ 抜き素材は捜査の流れ通りの並び方になっていなかったため、編集Dは再生で把握した内容に加え、本件事件は多数報道され話題になっていたことから、インターネット上の情報などを参考にして捜査の流れを組み立てていった。著作権法や商標法ではなく不正競争防止法を適用するという説明の仕方も、編集Dが考えた。

ナレーションの原案も、抜き素材のなかでの警察官らの会話から捉えるなどして編集Dが作成し、申立会社が強制捜査後も商品を販売していた、キャラクターを扱った商品を中国に発注しているとのナレーション案が作成された。編集Dは、あくまで原案であって、制作会社とテレビ東京のチェックを受けるので、仮にどこかに間違いがあれば訂正されると考えていた。

エ 2023年2月22日、本件放送部分の局プレビューが行われた。局プレビューは、一括発注番組において、番組の責任者であるテレビ東京のプロデューサーらが、最終段階でVTRの内容をチェックし、仕上げるために行うものである。番組のテーマや意図に沿ったものであるか、視聴者が興味を持てる内容か等の演出的な要素だけでなく、不適切な表現はないか等のコンプライアンス的な要素も議論・確認される。

また、本件番組は約20年にわたり本件制作会社に一貫して制作依頼がなされ、番組ごとの依頼や会議なども特に行われておらず、放送で取り上げる事件・事案の取捨選択も基本的に制作会社が行っていたため、テレビ東京は、放送直前の局プレビューにおいて本件番組で取り上げる事件・事案を初めて知る。本件不正競争防止法違反事件についても、同様であった。

局プレビューには、編集D、チーフPと担当P、放送作家、演出担当、テレビ東京の本件番組を長年担当していたプロデューサー（以下「テレビ東京元担当P」

という)が参加した。テレビ東京元担当Pは、テレビ東京の担当プロデューサー(以下「テレビ東京担当P」という)が日程があわず参加できなかったために、チーフPが参加を求めた。

事実関係はチーフPと担当Pがチェックした。2人は本件放送に事後撮影部分があることを知っていたが、内容的には事実に沿っていると思い、わかりやすくなっていたので問題ないと考え、事後撮影について参加者に伝えなかった。

編集D作成のナレーション原案については、端的すぎる表現などについて、ナレーションをもっと精査したほうがいいとの話は出たが、キャラクターを使った商品部分(事後撮影場面⑤)につけられたナレーション原案について、事実と異なるといった指摘はされなかった。

チーフPは、不起訴になった者がいることも知っていたが、当時はモザイクをかけて人物の特定ができないようにしていることから、それ以上の配慮が必要といった意識を持っておらず、問題があるとは考えなかった。ただ、申立人Aらが刑事裁判で控訴していることが話題に上り、テレビ東京元担当Pが「控訴している」というナレーションを最後に加えた方がいいのではないかと指摘した。

しかし、チーフPは、過去に1度もそうしたナレーションを入れたことがなく入れるのは不自然な感じがしたこと、放送時間の問題もあったことから、結局入れないままとなった。

このように、制作会社では、モザイク処理をすることによって、本件放送が犯罪報道でもあるという意識が希薄になり、さらにわかりやすさを優先することで、事実を正確に伝えようとする姿勢、申立人らに対する配慮に欠けていたと認められる。

オ 局プレビューは、コロナ禍以降、リモート参加や事後確認も行われており、テレビ東京担当Pは、後日、放送予定の映像とナレーション台本を確認した。テレビ東京担当Pは、2022年10月から本件番組の担当となったが、警察番組の担当は初めてであった。

テレビ東京担当Pは、日本語の間違いやより伝わりやすい表現になっているか等の面からチェックした。本件での不正競争防止法違反というものの捉え方が正しいか、その法律はどのようなものなのかは調べたが、本件事案そのものについては、映像のままのものであろうと思い、調べるなどしなかった。

また、控訴の件も含め局プレビューでどのような指摘がなされたか等の報告はなく、自ら聞くこともしなかった。そうすると、局プレビューの場に出た意見がその後どう反映されたかのチェックもできないが、テレビ東京担当Pは、プレビューで出た話は当然反映されているとの認識であったという。本件事案が本件番組が通常扱っている事案とは異なり、法律の解釈に争いのある特別な事案だとい

う点については、警察密着番組の制作経験がなかったこと、また、特段議論になりそうな部分があれば当然相談があるはずだが、そのような相談はなかったことから特別な事案という認識は持たなかったという。

その後、モザイク処理やテロップなどが入れられた。テレビ東京チーフプロデューサー（以下「テレビ東京チーフP」という）は、映像が完成した状態のVTRをチェックした。テレビ東京チーフPは、テレビ東京担当Pの確認後ダブルチェックを行う役割を担っているというが、本件では、テレビ東京チーフPから特段指摘等はなかったと考えられる。

テレビ東京が放送責任を持つ主体として、人権侵害や過剰な演出等についてコンプライアンスの面からチェックしたとは到底いえない。

カ 3月22日、ナレーション録りが行われた。チーフPは、申立会社がキャラクターをそのまま描いた商品を扱っていないことを知っていたが、警察官らがキャラクターをそのまま描いた商品を見て「これは完全に絵がついてるもんで」「ダメだね、アウトだ」などという事後撮影場面のあと、キャラクターをそのまま描いた商品が映し出されている映像に、「キャラクターの顔、そのまま描いた商品。こんなあからさまな偽物も中国へ発注していた」とのナレーションがつけられた。その原因について、チーフPは、当時非常に多忙で、通常は2日かけて行うものを無理やり1日で終えようとしており、収録が終わらないうちに次のナレーターが来てしまうというような状況のなか、電話がたくさんかかってきたことなどもあり、ちょっと外しているときなどに進んでしまったのではないかと思うと述べている。

申立会社がキャラクターを使った商品を扱っているかどうかは、本件が「鬼滅の刃」に関する初の不正競争防止法違反事件であるという本件を放送する意義にかかわる重要な事実であるし、申立人らの名誉、信用にかかわる。ヒアリングの結果、チーフPがあえて間違ったナレーションをつけたままにしたと認めるような点はなかったものの、局プレビューでナレーション原案が議論された際にも指摘しておらず、あまりに不注意、無頓着であると言わざるを得ない。

強制捜査後も販売を行っているとの間違ったナレーションについては、記憶があいまいだが、当時インターネット上の主要な通販サイトで販売がされており、そうした販売業者に卸しているという意味では間接的に販売をしているということでOKかなと思ってしまったと思うと述べている。

なお、「逆ギレ」「今度は泣き落とし」「ニセ鬼滅組織」といったナレーションなど演出の面に関しては、その当時は問題だと思っていなかったという。

キ 翌3月23日、制作会社から、同社が本件番組の法律監修としている弁護士にチェックの依頼がなされた。通常は対面で行い、法律監修弁護士が気になった部分について、やりとりをしながら時間をかけて進めていくが、制作会社の2人の

プロデューサーに時間がなく、本件番組は動画を送ってのチェックとなった。

その結果、法律監修弁護士から、本件事件の裁判の結果を教えてくださいという問い合わせがあり、あとで電話しますというメモは残されていたが、チーフPは他の番組もあり非常に忙しく、2人のプロデューサーのどちらかが返事をしたと思うが、どういう話をしたか覚えていないという。

本件放送においては、法律監修弁護士のチェックが機能していたとは言えない。ク 結局、3人の不起訴に言及されず、誤ったナレーション等は修正されないまま、3月27日本件番組はテレビ東京に納品され、翌28日放送された。事後撮影部分があることについては、最後までテレビ東京には告げられず、テレビ東京においても気づかなかった。

### (3) 事後撮影を行い放送したことに放送倫理上の問題はあるか

#### ア 事後撮影部分に「やらせ」「ねつ造」があったとは認められないこと

「やらせ」「ねつ造」に統一された定義は見当たらないが、一般に、事実の重要な部分について、意図的に事実と異なる虚偽の放送がされた場合にこれに該当すると考えられる。

事実と異なる事後撮影部分があると認められる事後撮影場面③（捜査本部における逮捕の方針についての捜査会議の場面）について検討すると、4名の被疑者について写真を使っていなかったとしても、役職等を説明し逮捕の方針を述べる捜査会議自体はなかったとはいえない。

よって、事実と異なる捜査場面につき、事実の重要な部分について、意図的に、事実と異なる虚偽の放送がされたとはいえず、その意味では「やらせ」「ねつ造」があったとはいえない。なお、事後撮影場面⑤（キャラクターの絵がついた商品画像を発見しアウトだと言う場面）は、既述のように、誤解を生じさせる場面であるが実際になかった場面とまではいえない。

#### イ テレビ東京のチェック・確認体制に問題があったこと

制作会社スタッフは、局プレビューで、当然、事後撮影部分があることを説明しなければならなかった。また、ナレーション原案が議論された際、申立会社が「キャラクターを扱った商品を中国に発注している」という点について、事実と異なることを指摘すべきであった。

しかし、説明や指摘はなく、さらに、テレビ東京元担当Pによる「控訴している」とのナレーションを追加することの提案も採用されなかった。

事後にVTRをチェックしたテレビ東京担当Pは、局プレビューでなされた議論を把握しておらず、問題点を検証するために必要なコミュニケーション、情報収集を欠いていた。

局レビューは、テレビ東京が本件番組で扱う事案を初めて知り、制作会社スタッフらから報告や説明を受け、内容をチェック・確認する重要な場であるが、本件では、本来の役割を果たしていなかった。

こうしたことは、長年の一括発注の過程で、番組制作のみならず放送前のチェック・確認まで制作会社におまかせとなり最終判断がされてしまうという緊張感を欠く状況が作られていたことをうかがわせる。

テレビ東京も認めるように、一括発注番組であってもテレビ東京には放送責任がある。テレビ東京は、内容を把握し、実質的にチェック・確認したうえで放送をしなければならない。

しかし、本件放送ではそれらがなされておらず、その結果として、以下の重要な問題点が認められる。

(i) 正確さ、公正さに問題があること

申立人らは、捜査段階から、市松模様などの柄は日本古来のもので不正競争防止法の「商品等表示」にあたらぬなどと法律の解釈適用を争っていた。4名のうち3名が不起訴になり、逮捕後第1回公判までの間に、「鬼滅の刃」の6つの柄のうち3つは日本古来の柄であるなどとして商標登録されなかった。申立人Aらは、第1回公判でも無罪主張をした。

「再現」は、この後に行われた。こうした状況においては、捜査場面を「再現」するにあたり、警察官が自らの見立てのとおり本件が有罪であるというために、強調したい部分を強調したり、事案の悪質性や処罰の必要性を伝えようとする可能性がある。そして、実際の捜査の「再現」であるかどうかは事前にペン取材を行い、そのとおりの「再現」であるかどうか、事案や客観的事実と齟齬がないか等からしか確認する方法がない。

それを本件では、事前のペン取材さえすることなく、警察官が「再現」するままに撮影し放送した。その内容は、警部が「まんまだな」「店主はみんな本物だと思っちゃうよな」「これはちょっと悪質でしょう」などと正規品との混同可能性とその悪質さについて述べ（事後撮影場面①）、「これは完全に絵がついてるもんで」「ダメだね、アウトだ」などと申立会社が扱っていないキャラクターを真似た商品を取り上げ（事後撮影場面⑤）、申立人Aに「鬼滅の刃」を真似る意図があることを述べるといった、まさに申立人Aらが公判で争っている点に関して警察官の言い分を述べるものであった。無罪主張をしている申立人らの言い分は、全く取り上げられていない。

また、事後撮影場面⑤は申立会社がキャラクターを使った商品を扱っているとの誤解を生じさせるままに間違ったナレーションがつけられ、事後のチェックもされず放送された。

民放連報道指針2.には「取材・報道における正確さ、公正さを追求する」とあり、放送基準第6章「報道の責任」(31)「報道活動は市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づき、公正でなければならない」、同(33)「取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する」とある。本件事後撮影部分は、これらに反している。

(ii) 取材される側への配慮を欠き過度に社会的制裁を加えるものになっていること

警察密着番組では、警察への取材をとおして、被疑者が取材対象者となっていることを忘れてはならない。現実の犯罪を報じており、民放連報道指針3.

(3)「犯罪報道にあたっては、無罪推定の原則を尊重し、被疑者側の主張にも耳を傾ける。取材される側に一方的な社会的制裁を加える報道は避ける」が該当する。

通常は公表されない犯罪の捜査場面が放送され公にされることは、それ自体が被疑者にとって社会的制裁となる側面がある。本件では、モザイク処理がされていたものの、申立人らの氏名や社名が推知可能であった。そのうえ申立人Bを含む3名が不起訴になったにもかかわらず、4名の逮捕の方針を決める捜査会議場面が、実際にはなかった写真を使って生々しく印象的にドラマのように「再現」され放送された(事後撮影場面③)。また、事後撮影で警察官らの言い分は「再現」されたが、無罪主張をしている申立人らの言い分は一切放送されなかった。局プレビューで指摘があった控訴の事実についても、入れるのは不自然という理由で反映されなかった。

これらは、本件放送が取材される側への配慮を欠いた結果、一方的に社会的制裁を加えるものになっていると言わざるを得ない。

なお、本件では、逮捕された4名が警察車両に乗せられ手錠を装着される場面が放送されている。モザイク処理は顔にされており、手錠部分にはない。これらは実際に撮影されたものであるが、社会的制裁の問題があるから触れておきたい。手錠を装着された姿は、犯罪者であることを印象付け、自尊心を傷つけ、羞恥心を抱かせる。テレビ東京は、本件番組には、「このような行為は犯罪に当たる」と警鐘を鳴らし、犯罪を抑止するという社会的な意義があり、手錠装着場面はそれを視聴者にリアルに受け止めてもらうために放送する必要があると考え、厳重にモザイクをかけ本人が特定できないように配慮したうえで放送をしてきたという。しかし、本件は氏名推知可能で、逮捕から1年8カ月も経っている状況において、不起訴となった者らはもとより、申立人Aにおいても、手錠装着場面の放送は必要性、相当性を欠き、申立人らに過度に社会的制裁を加えるものになっている。

(iii) 視聴者の期待、信頼に反すること

本件放送は、「激録☆警察密着24時!!」「1年に及ぶ“執念の捜査”完全密着」とのサイドスーパーがある一方、事後撮影部分について「再現」との表示はなく、警部らの「再現」も編集による捜査進行の組み立ても自然で、視聴者は本件放送がすべて実際の捜査場面であり、長期間捜査に密着し取材した結果の放送との印象を受け誤信する。本件放送には、警察密着番組に対する視聴者の期待、信頼に反した点で根本的な問題があった。

本件放送に事後撮影部分があることを制作会社は告げず、テレビ東京は知らなかったが、既述のように、それ自体が本件番組に対するテレビ東京のチェック体制が極めて脆弱で不適切であったことによるものといわざるをえない。

ウ お詫び放送・お詫び文の掲載との関係

テレビ東京は事後撮影部分について、お詫び放送・お詫び文で、事後に撮影されたものであることを明示していなかったと述べ謝罪している。しかし、本件放送の大部分が事後撮影部分であり、そこに「再現」と明示した場合には、本件放送は警察密着番組として成立しないと思われる。そもそも、本件問題の本質は、「再現」と明示しなかったという点にとどまるものではないから、事後撮影については、テレビ東京のお詫び放送・お詫び文の掲載によって問題が解決しているとはいえない。

なお、警察密着番組では、現行犯や事後に犯罪の成否が争われることがないような事案が扱われることが通例であり、そもそも法律の解釈適用に争いのある本件事案は警察密着番組にそぐわない。さらに、逮捕前日と逮捕場面しか撮影できておらず、逮捕者4名のうち3名が不起訴となり、起訴された者が公判で無罪主張をしていたのだから、本件事案を放送で取り上げたこと自体に無理があったといわざるを得ない。

エ まとめ

以上より、本件放送の事後撮影部分は、事実の重要な部分について意図的に虚偽の放送をしたとは認められず、その意味では「やらせ」「ねつ造」とはいえない。しかし、テレビ東京のチェック・確認体制に問題があり、その結果、本件放送は正確さ、公正さに問題があること、取材される側への配慮を欠き過度に社会的制裁を加えるものになっていること、視聴者の期待、信頼に反するという問題があり、放送倫理上問題があったと判断せざるをえない。



### Ⅲ. 結論

#### 1. 本件放送について

当委員会は、本件申立てについて、テレビ東京が直接謝罪し申立人らと協議のうえ申立人らが納得した内容でお詫び放送・お詫び文の掲載を行っていることから、不起訴の不言及や誤った事実の放送、行き過ぎた演出などによる申立人らの被害は一定程度回復していると判断し審理対象とはしなかった。一方、事後撮影に関する部分は相容れない状況になっているから、審理の対象とすることとした。

そして、事後撮影部分のうち、キャラクターの絵がついた商品画像を発見しアウトだと言う場面（事後撮影場面⑤）の放送には人権侵害があったと認められるが、この点も含めお詫び放送・お詫び文で対応されているから、本決定において改めて人権侵害があったと扱うことはしなかった。また、事後撮影部分は、事実の重要な部分について、意図的に事実と異なる虚偽の放送がされたとはいえず、その意味では「やらせ」「ねつ造」があったとは認められなかった。

しかし、放送責任を果たすためのテレビ東京のチェック・確認体制に重要な問題があり、その結果、本件放送は正確さ、公正さに問題があること、取材される側への配慮を欠き過度に社会的制裁を加えるものになっていること、視聴者の期待、信頼に反することから、放送倫理上の問題があると判断した。

テレビ東京は、本件の後、警察密着番組を放送しないことを決めた。長年人気を博した番組であり、テレビ東京にとって非常に重い決断であって、ひとつの確たる責任の取り方である。その決断は尊重、評価されるものであるが、やめる方向ではなく、本件を重い教訓として警察密着番組について一から見直し、知恵を絞り、人権意識が高まっている今の社会状況とも調和する番組を目指すこともひとつの選択肢としてあったであろう。放送の多様性のためにも、テレビ東京はその個性を活かした番組作りを積極的に進めて、社会や視聴者の期待に応えていただきたい。

#### 2. 今後の警察密着番組について

警察密着番組は、視聴者に好まれ他の局において放送が続けられているから、放送界として本件をきっかけに、次のような点を踏まえ、この種の番組の意義や内在する危険性について改めて考えていただきたい。

警察密着番組は、いま社会で起きている事件・事故をリアルに伝えることで、防犯意識を高める、犯罪の抑止力になる、社会の問題点を知ることができるといった一定の意義はある。犯罪捜査・警ら活動など地道に社会を支える過酷な仕事に光を当て、警察官らの誇り、励みにもなるものである。

しかし、その一方で、テレビ東京自身も認める通り、構造的に人権侵害につながる

リスクをもっており、本件放送はそれが顕在化した事案といえる。

まず、警察の協力が必要不可欠であって、警察が許可する案件が密着対象となるから、警察や事件の広報、PRになる可能性がある。次に、警察に密着取材することで警察視点となり、正義と悪の対決による勧善懲悪のストーリーとなりやすく、被疑者側の視点に欠け、犯人視につながる危険性がある。そもそも、捜査や逮捕場面の放送それ自体に人権侵害のリスクがある。そして、ドキュメンタリーをうたいながらバラエティ要素が強く、わかりやすく、おもしろくすることが過剰な演出や不適切なナレーションを招きやすい。モザイクを厳重にかけることで人物の特定ができないようにしていると言うが、そのために実在の人物を扱っている犯罪報道でもあるという意識が希薄になり、配慮に欠けたり、ドラマ仕立てになりがちである。インターネットの発達で、誰もが広範な検索を容易にできるようになっており、氏名が推知される可能性もある。

よって、警察密着番組を制作、放送する場合には、このような点に十分注意する必要がある。委員のなかには、バラエティ要素を排した純粋なドキュメンタリー番組として放送すべきとの意見もあった。

いずれにせよ、放送局には公権力の監視という使命があり、存在意義でもある。警察密着番組であっても警察と一体化してはならず、捜査機関による恣意的な情報操作はないか、人権侵害はないかといった監視の視点を忘れないでいただきたい。

#### IV. 放送概要

被申立人が提出したDVDなどによると本件放送の概要は次のとおり。

映像・テロップ	音声
<p>〈サイドスーパー〉            激録☆警察密着24時!! 「鬼滅の刃」偽グッズで16億円荒稼ぎ! 捜査1年…執念の“鬼退治”</p> <p>逮捕状執行  ちょっと入れさせて貰うね</p> <p>私 自殺する            ダメ            本当に自殺する            ダメ            ちょちょちょちょちょ            何もやってないのに            何で連れていくの?</p> <p>被害者面</p> <p>泣き落とし</p>	<p>(Na)それは周到な準備の末の逮捕劇だった。</p> <p>(捜査員)おはよう。愛知県警。ちょっと入れさせてもらうね。            (営業担当)はい。どうぞ。</p> <p>(Na)ターゲットは4人の男女。</p> <p>(監査役)ホントに自殺する。            (捜査員)ダメ。            (監査役)本当に自殺する。            (捜査員)ダメダメダメ ちょちょちょちょよ ころころころ。            (監査役)何で。わたし何もやってないのに。何で連れていくの。</p> <p>(Na)被害者面で逆ギレ</p> <p>(監査役)泣き声</p> <p>(Na)挙げ句に泣き落とし</p>
<p>報道陣</p> <p>人気キャラクターに便乗            荒稼ぎ 16億円</p> <p>“バツタもの”事件</p>	<p>(Na)この4人、実は多くの報道陣がカメラを向ける有名事件の首謀者。ある人気キャラクターに便乗し、なんと16億円も荒稼ぎしていたのだ。世間を大きく騒がせた悪質バツタもの事件。</p>
<p>約37,000点の押収品</p> <p>警察官の鬼退治</p> <p>1年に及ぶ執念の捜査!</p>	<p>(Na)ガサでの押収品はおよそ37,000点。この数も破格。</p> <p>(捜査員)ああ すごい なにこれ。</p> <p>(Na)人気キャラクターを守る、警察官たちの鬼退治。            (Na)およそ1年に及ぶ執念の捜査を激録。</p>
<p>人気キャラクターで荒稼ぎ            4人組逮捕の瞬間!</p>	<p>(捜査員)8時45分、通常逮捕します。</p>
<p>〈サイドスーパー〉            激録☆警察密着24時!! 「鬼滅の刃」偽グッズでボロ儲け! 1年に及ぶ“執念の捜査”完</p>	

映像・テロップ	音声
<p>全密着</p> <p>愛知県蟹江警察署 生活安全課の警察官</p> <p>愛知県西部 複数のゲームセンターを巡回</p> <p>市松模様</p> <p>アニメ 鬼滅の刃</p> <p>米国・アジア・アフリカ・中東でも公開 世界興行収入517億円</p> <p>違和感</p> <p>鬼退治 マスク</p> <p>「鬼滅の刃」 関連商品？</p> <p>クレーンゲームがいくつかあって 偽物だと思われるモノと 正規品が混ざって置いてあった</p> <p>偽物</p>	<p>(Na) 人気キャラクターに便乗し、荒稼ぎ。 そんな犯罪をあぶり出したのは、生活安全課のひとりの警察官だった。</p> <p>(Na) 事件の発端は、日々、行っている複数のゲームセンターの巡回。</p> <p>(Na) そこで人気のクレーンゲーム。その景品のひとつに目が留まった。市松模様に滅の文字。そうこれは。</p> <p>(Na) 劇場公開されていた、鬼滅の刃のキャラクターとおぼしきもの。日本のみならず全世界で興行収入517億円をたたき出した、誰もが知るアニメ。</p> <p>(Na) 捜査員はこれにある違和感を感じた。主人公の衣装をモチーフにした商品のようだが、なにかおかしい。他のゲーム機の中にはこんな文字も。鬼退治。そのデザインや滅の文字。鬼滅の刃の関連商品に見えるが、商品名がなぜか違うのだ。</p> <p>(捜査員) クレーンゲームがいくつかあってですね。その中に偽物だと思われるモノと正規品の商品が混ざって置いてあったので。</p> <p>(Na) ゲームの景品の中に模倣品、つまり偽物が混じっているというのだ。</p>
<p>著作権関連のスペシャリスト</p> <p>愛知県警本部 生活経済課 石川完孝 警部</p> <p>法律に照らしても 鬼滅の刃は爆発的な人気があって 子どもたちも対象にしている商品が グレーゾーンで流通しているようでは</p>	<p>(Na) そこで愛知県警本部から、著作権侵害などのスペシャリストが派遣されてきた。</p> <p>(Na) 生活経済課 石川完孝(さだたか)警部。</p> <p>(警部) 法律に照らしても、鬼滅の刃ってのはこっだけ爆発的な人気があって、子どもたちも対象にしている商品がやっぱりそういったグレーゾーンで、えー流通している</p>

映像・テロップ	音声
<p>大きな問題になるので</p> <p>偽物？</p> <p>疑惑商品を回収</p> <p>こりゃ 凄い まんまやわ こんなの鬼滅の刃のまんまだわ (ゲームセンターの) 店主は 本物だと思っちゃうよね</p> <p>これはちょっと悪質でしょう</p> <p>ゲームセンター側は正規な商品として 販売業者から購入したと供述</p> <p>著作権も確認しないといけないし 製造元は書いてあるんだけど 権利があるかないかは 今の時点では分からない…</p> <p>疑惑品</p> <p>販売権の許諾記載があるはず</p> <p>販売会社 ↓ 株式会社 (白抜き)</p> <p>著作権侵害</p>	<p>ようでは大きな問題になるので。</p> <p>(Na) 偽物なら鬼滅のグッズが欲しい子ども たちの夢やお小遣いも奪ってしまう。石川 はすぐさま実態調査を始めた。ゲームセン ターに置かれていた疑惑の商品を持ち帰 り、調べてみると。</p> <p>(捜査員) 戻りました。 (警部) はい。 (捜査員) うわあ、こりゃすごい。 (警部) なにこれ。ほうほうほう。まんまやわ、 これ。なあ、キャラクターのまんまだな、 これ、ははは。これはとった店主は、みん な本物だと思っちゃうよな、これ。 (捜査員) そうですね。 (警部) これはちょっと悪質でしょう。</p> <p>(Na) 鬼滅の刃の主人公たちの衣装デザイン とうり二つ。</p> <p>(警部) こりゃ、まんまだわ。</p> <p>(Na) ゲームセンター側は正規な商品と言わ れ、販売業者から購入したというのだが。</p> <p>(警部) いくなら、まあ、著作権も確認せなあ かんし、まあ、製造元は書いてあるだけ ど、権利あるかないかは今の時点では分か んないので。</p> <p>(Na) この鬼退治と書かれた商品が正式に許 諾を得たものならば、商品タグなどにその 許諾を示す記載があるはずだが、これには 販売元の会社の住所はあるものの、それ以 外は何も記されていない。</p> <p>(Na) となると大掛かりな著作権侵害が行わ れている可能性があるということだ。</p> <p>(警部) こりゃ、まんまだな。</p> <p>(Na) その読みは的中。</p>

映像・テロップ	音声
<p>ゲームセンターから押収した商品について著作権協会を通じて鬼滅の刃の権利者に確認してもらったけど許諾していないという回答が得られた</p> <p>ない？許諾ない？ 模倣品の可能性が濃厚</p> <p>販売許諾なし</p> <p>〈回答書面の映像〉 照会文書にありました株式会社（白抜き）には両社とも許諾していない旨の確認が取れていますので、その商品については、権限外での商品販売と言うことで間違いありません。</p> <p>許諾がなければ 商標法と著作権法とあるんですけど不正競争でいきますか</p> <p>不正競争防止法 事業者の公正な競争を 阻害する行為を禁止している法律</p> <p>麻の葉模様 市松模様 鱗模様</p> <p>著作権法での 摘発が困難</p> <p>権利も取って 正規の商品として流通させるべきモノを流行りに乗かって同じモノをコピー作って… 何の努力もなく流通させてしまう 許すべき行為ではない</p>	<p>(警部)はい。 (捜査員)お帰りですか。ゲームセンターから押収した商品について、著作権協会を通じて、鬼滅の刃の権利者に確認をもらったんですけど、許諾していないという回答が得られたので。 (警部)ない、許諾ない。 (捜査員)模倣品の可能性が濃厚になりましたね。 (捜査員)はあーはあ。</p> <p>(Na)グッズの販売許諾はなし。この結果を受け、石川は摘発に向けた戦術を練りだした。</p> <p>(警部)まあ、許諾がなきゃもう、商標法とまあ、著作権法とかいろいろあるんですけども、不正競争でいきますか。</p> <p>(Na)不正競争防止法。これは、事業者の公正な競争を阻害する行為を禁止している法律。一般的に広く世間で認知され、出回っている商品などの表示を使用して真正品と混同を生じさせる模倣品を販売したことが罪に当たるというものだ。今回、争点となるこのしま模様、実は日本古来から広く使われ、一般的にも知られているもののため、著作権法でデザインや柄だけで争うのは難しい。そのため、不正競争防止法での摘発を考えたのだ。</p> <p>(警部)権利も取って、正規の商品と流通させるべきモノを、まあ、流行りに乗かって、まあ同じモノをコピー作って、何の努力もなく流通させてしまう。許すべき行為ではないと思いますね。</p>
<p>愛知県蟹江警察署</p> <p>模倣品の疑い濃厚</p>	<p>(Na)著作権協会の報告からも、模倣品の疑いが濃厚と判断。石川の陣頭指揮の下、捜査本部が立ち上げられた。</p>

映像・テロップ	音声
<p>(会社名) の法人登記を見る限り中国からいろんな商品を輸入している貿易商という事が分かった</p> <p>株式会社〇〇 会社設立 199〇年 従業員数 約30名 中国から玩具や日用雑貨などを輸入販売する総合卸商社</p> <p>代表取締役</p> <p>営業担当</p> <p>営業担当の妻 監査役</p> <p>代表取締役の夫 首謀者</p> <p>首謀者の指示でデザインして中国へ発注をかける この4名を逮捕する方向で進めます</p> <p>首謀者 知的財産に詳しく 逮捕歴アリ</p> <p>首謀者←夫婦→代表取締役 営業担当←夫婦→監査役</p>	<p>(警部)今回ですね、(無音) 法人登記を見る限り、中国からいろんな商品等、輸入しとる会社なので、貿易商ということがわかったの。</p> <p>(Na) 疑惑の会社は、神奈川県横浜の雑居ビルに拠点を構える、従業員およそ30名ほどの輸入販売会社。その幹部が。</p> <p>(警部) まず、会社代表が、会社代表ね。えー、まあすべての総責任者という位置づけになります。</p> <p>(Na) この下に、営業を担当する中国人の男。さらにその妻が金の管理を担っていることが判明。そして。</p> <p>(警部) 最後がまあ今回の主犯、代表の旦那。こいつがちょっと調べていくと、今回の知財の知識を豊富に持つとって、過去にね、そういった取り扱いもある人物と。こいつの指示でデザインして、こいつが中国へ発注をかける。この4名を逮捕する方向で進めます。</p> <p>(Na) 著作権や商標法などの知的財産に詳しく、逮捕歴のある男が主犯格とみられる。徐々にだが組織の全貌が見えてきた。</p>
<p>「ニセ鬼滅」で荒稼ぎ！ 証拠品を押さえろ！</p> <p>神奈川県横浜市</p> <p>4人組の会社があるビル</p> <p>おはようございます</p> <p>女性従業員</p>	<p>(Na) いよいよ捜査班が動き出す。捜索差押許可状を手に4人の会社に向かう。その目的は証拠品の差し押さえ。この会社が意図的に鬼滅の刃の模倣品を製造販売している事実を解明するためだ。</p> <p>(警部) おはようございます。今日ちょっとまたこんな時間にお邪魔したのはですね。 (従業員) はい。</p> <p>(警部) こちら事務所の方の2回目の捜索</p>

映像・テロップ	音声
<p>           搜索差押許可状という事で            (会社名) に対する            不正競争防止法違反という事で…             今日私らが捜したいモノはですね             鬼退治商品に関わる            注文書・発注書・納品書その他伝票類             商品倉庫             関連商品を押収             押収品            37,000点             「鬼滅の刃」模倣品を            意図的に製造販売した証拠                 〈鬼退治マスク写真〉で16億円荒稼ぎ             商品カタログ            鬼退治商品紹介号             意図的に模倣&amp;製造した証拠              首謀者のパソコンデータなんですけど            こいつが首謀者という事が            データで分かります             「鬼滅の刃」グッズのデータ大量保存              ちょっと見つけました         </p>	<p>           と。それにちょっと今日はちょっとお付き合いをお願いしたい。搜索差押許可状ということで。えー、(無音) に対する不正競争防止法違反ということで。            (従業員) はい。            (警部) 今日、私らが捜したいモノというので            すね。            (従業員) はい。            (警部) 鬼退治商品にかかわる注文書・発注書・納品書、その他伝票類なんですけど。             (Na) 突然のガサに動揺する従業員を尻目に、この日、伝票類のほかに、倉庫に保管されていた、鬼滅の刃を真似た可能性が高い鬼退治商品も押収。その数は10トントラック3台分、およそ37,000点にものぼった。今回のガサは事件解決への入り口に過ぎない。押収品をしらみつぶしにあたり、犯罪の確たる証拠を掴まねば、4人の身柄を押さえることはできない。             (Na) 莫大な量の帳簿類から模倣品の発注先や販売経路。金銭の流れを辿っていく。まさに気の遠くなるような作業。するとまず、お金の流れが判明。模倣品でおよそ16億円も荒稼ぎしていたのがわかった。さらにゲームセンターだけでなく、通信販売などでもさまざまな商品を売りさばっていたことも。クッションやトートバック、パーカー、コロナに関連するような商品も。そしてこれと同時に、意図的に鬼滅の刃を模倣し製造していたことを立証する作業も進められた。             (捜査員) ぎょうさんあるね。            (捜査員) たくさんありますね。あの〇〇のパソコンのデータなんですけど、やっぱ、こいつが首謀者なのかなっというのが、データでわかりますよね。             (Na) そこには真似るためか、正規品のデータを多数保存。中国へ、もどき商品を発注するメールも見つかった。さらに。             (捜査員) ちょっと見つけました。            (警部) はい。         </p>



映像・テロップ	音声
<p>キャラクターを真似た商品で</p> <p>これはダメなやつ アウトだ！</p> <p>完全にアウト！</p> <p>捜査開始から1年――</p>	<p>(捜査員)これキャラクターを真似たもの。 (警部)はい、はい、はい。 (捜査員)ついてるもの。 (警部)これは完全に絵がついてるもんで。 (捜査員)これはダメなやつ。 (警部)ダメだね、アウトだ。</p> <p>(Na)キャラクターの顔、そのまま描いた商品。こんなあからさまな偽物も中国へ発注していた。ゲームセンターで模倣品を見つけてすでに1年。昼夜を徹して調べ上げた結果、模倣品であることが実証できた。警察のガサの後も、あの4人はもどき商品を売り続けていた。</p>
<p>〈サイドスーパー〉</p> <p>激録☆警察密着24時!! “ニセ鬼滅”組織を一網打尽「もう自殺する…」前代未聞の逮捕劇!</p> <p>摘発の日</p> <p>愛知県 蟹江警察署 署長 今枝克之警視</p> <p>被疑者は違法性を 十分認識しながら犯行している 非常に悪質で重大 社会的反響の大きな事件</p>	<p>(捜査員)気を付け 礼。</p> <p>(署長)本件に関してはですね、鬼滅の刃の人気に乗じて、模倣品を販売譲渡する被疑者は違法性をですね、十分認識しながらですね、本件を犯行しております。非常に悪質でですね、重大なですね、社会的反響の大きな事件であります。着手にあたりましてはですね、捜査員相互のみなさんがですね、しっかり連携してもらってですね、頑張ってくださいと思います。</p>
<p>夫婦 夫婦</p> <p>首謀者 代表取締役 営業担当 監査役 不正競争防止法違反の被疑者</p> <p>偽 鬼滅グッズで荒稼ぎする闇組織 一網打尽へ</p> <p>捜査員 出てきてもらって 良いですか？</p> <p>捜査員 ずっとトイレの中に いられないからね</p> <p>前代未聞！自宅トイレ籠城 波乱の逮捕劇</p>	<p>(Na)捜査を積み重ね、ついに迎えた逮捕状執行の日。狙うはあの4人組。それぞれの被疑者が夫婦のため、2班に分かれ、同時に着手する作戦。しかし、違法上等で16億円荒稼ぎした奴ら。やはり一筋縄ではいかなかった。</p> <p>(捜査員)出てきてもらっていいですか。</p> <p>(捜査員)ずっとトイレの中にいられないからね。</p> <p>(Na)前代未聞の事態。なんと被疑者が自宅トイレに籠城。いったいどうなる。</p>

映像・テロップ	音声
<p>〈サイドスーパー〉  激録☆警察密着24時!! “ニセ鬼滅”組織を一網打尽「もう自殺する…」前代未聞の逮捕劇!</p> <p>偽 鬼滅の刃グッズで16億円荒稼ぎ</p> <p>一斉逮捕</p> <p>夫婦 夫婦  首謀者 代表取締役 営業担当 監査役</p> <p>営業担当 監査役</p> <p>午前7時30分</p> <p>おはよう  愛知県警 ちょっと入らせて貰うね  営業担当の男  あっ どうぞ</p> <p>捜査員 それじゃ  捜索差押許可状ね</p> <p>中国語通訳を介し捜索</p> <p>営業担当 ああ中捜索するの?  捜査員 うん  営業担当 何か悪い事してるんですか  僕ら?  捜査員 悪い事してるんだよ  捜査員 奥さんは寝てるの?  トイレ?  営業担当 女房は多分トイレ  今は…はい</p> <p>営業担当 大丈夫?  監査役 …  捜査員 心配しなくて良いから  出ておいでって…</p>	<p>(Na) 鬼滅の刃グッズの偽物を売りさばき16億円を荒稼ぎする組織。その中核を担っていた4人を一斉逮捕。</p> <p>(Na) まずはゲームセンターなどへの営業やお金の管理を担っていた夫婦のもとへ。そこはマンションの1室。夫婦の在宅はすでに先発隊が確認済み。</p> <p>(捜査員)おはよう。ちょっと入れさせてもらうね。  (営業担当)あっ、どうぞ、はい。いまちょっと寝てますね。</p> <p>(Na) この日が来ることを覚悟していたのか。男は素直に捜査員を招き入れた。</p> <p>(捜査員)はい、ほいじゃ、捜索差押許可状ね。</p> <p>(Na) 通訳を介しながら捜索が始まる。</p> <p>(捜査員)不正競争防止法ね。  (営業担当)ああ、中に捜索するの。  (捜査員)うん。  (営業担当)何か悪いことしてるんですか、僕ら。  (捜査員)悪いことしてるんだよ。  (捜査員)奥さんは寝てるの。トイレ。  (営業担当)女房は多分トイレ。今は…はい。  (Na) 監査役の子はトイレの中。  (営業担当)大丈夫。  (捜査員)心配しなくて良いから出ておいでって。</p>

映像・テロップ	音声
<p>トイレに逃げ込んだ…</p> <p>捜査員 出てきてもらって 良いですか？</p> <p>監査役 …</p> <p>逮捕を恐れトイレに籠城</p>	<p>(Na) 逮捕を恐れてか、トイレに逃げ込んだ様子。</p> <p>(捜査員) 出てきてもらっていいですか。</p> <p>(Na) 前代未聞。被疑者が自宅トイレに籠城してしまった。</p> <p>(捜査員) ずっとトイレの中に入れられないからね。</p>
<p>首謀者 代表取締役</p> <p>高級マンション</p> <p>捜査員 おはようございます</p> <p>捜査員 愛知県警です</p> <p>代表取締役 はい大丈夫です</p> <p>捜査員 (会社名) の関係で 話があって来ました</p> <p>捜査員 首謀者さんもみえます？</p> <p>代表取締役 はい います</p> <p>捜査員 搜索差押許可状ね</p> <p>捜査員 不正競争防止法</p> <p>捜査員 この部屋をね</p> <p>捜査員 搜索してもいいよという令状</p> <p>捜査員 不正競争の件で 逮捕状が出てるのね</p> <p>首謀者 …</p> <p>代表取締役 …</p> <p>首謀者 好きなようにすれば いいんじゃない？</p> <p>捜査員 好きなようにすれば いいじゃなくて…</p> <p>首謀者 そっちが権利持ってるから やり放題じゃん</p> <p>捜査員 逮捕する権利はあります</p> <p>代表取締役 逮捕状出てるから</p>	<p>(Na) その同時刻。石川が率いる班は、首謀者とその妻のもとへ向かっていた。夫婦の住まいはその荒稼ぎを裏付けるかのような高級マンションの1室。</p> <p>(捜査員) おはようございます。愛知県警です。</p> <p>(代表取締役) はい、大丈夫です。</p> <p>(捜査員) あの～(無音) の関係で、あの～話があって、あの～来ました。(無音) さんもみえます。</p> <p>(代表取締役) はい、います。</p> <p>(捜査員) 搜索差押許可状ね。はい。不正競争防止法。</p> <p>(代表取締役) はい、はいはい。</p> <p>(捜査員) この部屋ね。</p> <p>(代表取締役) はい。</p> <p>(捜査員) 搜索してもいいですよという令状。</p> <p>(代表取締役) はい、はい、はい。</p> <p>(捜査員) 不正競争の件で、逮捕状が出てるのね。</p> <p>(Na) 逮捕状。その言葉に。</p> <p>(首謀者) 好きなようにすればいいんじゃない。</p> <p>(捜査員) 好きなようにすればいいじゃなくて。</p> <p>(首謀者) そっちが権利持ってるから、やり放題じゃん。</p> <p>(捜査員) 逮捕する権利はあります。</p> <p>(代表取締役) 逮捕状出てるから、いまさら言</p>

映像・テロップ	音声
<p>今更 言ってもだから</p> <p>代表取締役 子どもの…</p> <p>代表取締役 これからの生活の事もあるから</p> <p>代表取締役 静かに出てってもいいですか？</p> <p>捜査員 それは分かった</p>	<p>ってもだから。</p> <p>(Na) なぜか投げやりな二人。これは過去の逮捕で慣れているということか。</p> <p>(代表取締役) 子どもの。これからの生活のこともあるから、静かに出てってもいいですか。</p> <p>(捜査員) それは分かった。</p> <p>(Na) 模倣品で他人の子どもに被害を与えても、わが子はやはりかわいい。こんな親心があるのなら、どうして子どもを食いものにしてきたのか。</p>
<p>監査役 逮捕を恐れトイレに籠城</p> <p>監査役 私 何もやってないのに 何で連れていくの？</p> <p>監査役 本当に自殺する</p> <p>捜査員 ダメ！</p> <p>捜査員 ちょちょちょちょ</p>	<p>(Na) 一方、監査役の女は依然、トイレに籠城中。するとこの後、事態はさらにややこしい方向へ。</p> <p>(監査役) 何で私、何もやってないのに、なんで連れていくの。本当に自殺する。</p> <p>(捜査員) ダメ、ダメダメダメ。</p> <p>(捜査員) ちょちょちょちょ。こらこらこら。</p>
<p>〈サイドスーパー〉</p> <p>激録☆警察密着24時!! “ニセ鬼滅”組織を一網打尽「もう自殺する…」前代未聞の逮捕劇!</p> <p>偽 鬼滅の刃グッズ販売業者 一斉逮捕</p> <p>監査役 自宅トイレに籠城中</p> <p>籠城から30分後</p> <p>捜査員 おはよう</p> <p>監査役 おはよう</p> <p>監査役 行かないで大丈夫？</p> <p>捜査員 警察？来て欲しい</p> <p>監査役 私 何もやってないのに…</p> <p>捜査員 今は一緒に行かなきゃダメ！</p> <p>監査役 私 自殺する</p>	<p>(Na) 鬼滅の刃の偽グッズでボロ儲けする4人組を、一斉逮捕。しかし、監査役の女は依然、自宅トイレでの籠城を続けていた。だが、ついに観念したのか。</p> <p>(捜査員) おはよう。</p> <p>(監査役) おはよう。行かないで大丈夫。</p> <p>(捜査員) 警察、来てほしい。</p> <p>(監査役) 私、何もやってないのに。</p> <p>(捜査員) 今は一緒に行かなきゃダメ</p> <p>(監査役) 私、自殺する。</p>

映像・テロップ	音声
<p>捜査員 ダメ！</p> <p>監査役 本当に自殺する</p> <p>捜査員 ダメ！</p> <p>ちよちよちよちよちよ</p> <p>監査役 私 何もやってないのに 何で連れていくの？</p> <p>監査役 イジメだよ あなた方は…</p> <p>捜査員 イジメじゃないの</p> <p>監査役 イジメだよ</p> <p>泣き落とし</p> <p>不正競争防止法違反の容疑で逮捕</p>	<p>(捜査員)ダメ。</p> <p>(監査役)本当に自殺する。</p> <p>(捜査員)ダメ、ちよちよちよちよちよ。</p> <p>(捜査員)こらこらこら。</p> <p>(監査役)何で。私 何もやってないのに、何 で連れていくの。イジメだよ。あなた方は。</p> <p>(捜査員)イジメじゃないの。</p> <p>(監査役)イジメだよ。</p> <p>(Na)逮捕されると聞き、逆ギレ。更に今度は 泣き落とし。</p> <p>(監査役の泣き声)</p> <p>(捜査員)とりあえず行こ。</p> <p>(Na)だが、逆ギレも泣き落としも通じるわけ がなく、その後、夫とともに連行。人気キ ャラクターに便乗し、荒稼ぎしていた被疑 者たちは。</p> <p>(捜査員)えー、8時45分、通常逮捕します。</p> <p>(Na)4人揃って不正競争防止法違反の容疑 で逮捕された。</p>

## V. 申立人の主張と被申立人の答弁

提出書面およびヒアリングによると双方の主張と答弁は以下のように要約できる。

### 1. テロップ・ナレーションについて

申立人	被申立人
<p>■ 申立人らに対する捜査、これに続く逮捕の場面を放映。2021年7月28日に逮捕された4名のうち、3名は同年9月6日に嫌疑不十分で不起訴処分となり、ニュースとして報道もされている。</p> <p>ところが、2023年3月28日の同放送では、不起訴には触れず、弊社監査役が逮捕時に自宅で警察官に囲まれて困惑し、泣きながら発言したことについて、「逮捕されると聞き、逆切れ、更に今度は泣き落とし」とのナレーションを付した。さらに「だが逆切れも泣き落としも通じるわけがなく、その後、夫と共に連行」「人気キャラクターに便乗し荒稼ぎしていた被疑者たちは4人そろって不正競争防止法違反の容疑で逮捕された」とのナレーションが流れるなか、4名が捜査官から手錠を掛けられる場面が放映された。</p> <p>不起訴となったこの監査役も夫も含め、あたかも凶悪な犯罪をした者として取り上げ、また、突然逮捕だと言われ困惑している様についても「泣き落としも通じるわけなく」などと当事者が悪性格であるかのようなナレーションを付けて放送した。</p>	<p>□ 不起訴の事実に言及することなく放送を行ったことは不適切だった。制作スタッフ内での共有・事実確認がなされず、プロデューサーがチェック機能を果たしていなかった。放送においてはモザイクをかけ、氏名等は伏せており、一部スタッフにおいてはそれで足りると認識していたが、別の報道等と照らし合わせて氏名等が推知される可能性について十分に考慮できておらず、不起訴となった皆様の名誉を傷つけ、視聴者の誤解を招いたことを深く反省し、心からお詫び申し上げます。</p> <p>同様に、申立書には記載されていないが、ナレーションにおいて「主犯格」たる人物に逮捕歴があることに言及したことも不適切だった。この点も、別の報道等と照らし合わせて「主犯格」の人物の氏名等が推知される可能性がある点に思い至らず、名誉を傷つけたことを心からお詫び申し上げます。</p>
<p>■ 本件で申立人会社とその代表取締役である申立人Aは公判請求されているが、公判では一貫して無罪を主張している。本件刑事事件はキャラクターの模倣ではなく、キャラクターが着用していた衣装と同じ柄(市松模様のような古くから日本にある模様)の商品について、不正競争防止法の「商品等表示」にあたるか否かが争点となっている事件であり、申立て時点でも刑事事件は確定していない。それにも関わらず、「人気キャラクターに便乗して荒稼ぎ」というナレーションを付けたり、「“ニセ鬼滅”組織を一網打尽」というテロップを付けて放送することは無罪推定の原則に反するばかりか、仮に有罪であったとしても許される表現内容を大きく超えている。</p>	<p>□ 国際人権規約では裁判が確定するまでは「推定無罪」の権利を持っており、「警察の発表に頼らない」「捜査当局の誤認逮捕や人権侵害の可能性を常に念頭におく」などといった考え方が重要で、制作現場ではこうした認識をしていたものの、プロデューサーを筆頭にチェック体制が脆弱だったため配慮が不十分で、行き過ぎた演出をしてしまった。また、当社制作者すべてに対し、日ごろから啓発する場が必要だった。</p>

## 2. 通信販売について

申立人	被申立人
<p>■ 番組では、弊社が「鬼退治商品」を通信販売していた、強制捜査の後もそのまま「鬼退治」商品を販売していたと放送しているが、いずれの事実もない。放送内容が虚偽である。</p> <p>また、弊社が通信販売をしていないこと、強制捜査の後に商品の販売を止めていたことは捜査官に密着取材していたのであれば、番組制作陣も当然に承知していたはずである。</p>	<p>□ 本件放送で紹介したカタログは業者向けだったにもかかわらず、編集を担当したディレクターは、引き継いだ映像データを確認した際、パソコンの中に多数の商品の画像が保存されているのを見て、通信販売をしている、と誤った解釈をしてしまった。また、消費者向け通販サイトで申立会社の商品が売られていたことから、「もどき商品を売り続けている」と表現したが、その売り手は申立会社から購入した第三者であるという点を認識できていなかった。</p>

## 3. 事後撮影などについて

申立人	被申立人
<p>■ 放送では弊社が鬼滅の刃のキャラクターを使用した商品を作っているかのような映像（「これは完全に絵がついている」「ダメだね、アウトだ」という捜査官の発言）があるが、画面に映っているものは弊社の商品ではない。捜査官もそれは承知しているにもかかわらず、「やらせ」でこのような演技をしている。</p>	<p>□ 編集担当ディレクターは、取材担当ディレクターから渡された映像データを確認したところ、「鬼滅の刃」のキャラクターをそのまま描いた商品の画像が、差し押さえられたパソコンの中に多数保存されていたことから、当該商品の製造を中国に発注していたと誤認し、ナレーションを作成したが、この点の事実確認をしていなかった。他方、取材担当ディレクターは、パソコンの中に「鬼滅の刃」のキャラクターが多数保存されていたことについて、申立会社およびA氏が明確に「鬼滅の刃」を意識して「鬼退治商品」の製造を中国に発注していることを示す証拠である（申立会社が「鬼滅の刃」のキャラクターの顔を入れ込んだニセモノ商品を中国に発注していたことを示すものではない）と認識していた。しかし、このことは編集担当ディレクターには伝えられていなかった。</p> <p>また、捜査官は、差し押さえたパソコンに「鬼滅の刃」のキャラクターが付いた商品が多数保存されていること等から、申立会社が単に市松模様等の和柄模様を用いた商品を中国に発注していたのではなく、明らかに「鬼滅の刃」を意識した上で「鬼退治商品」の製造を発注していたことを確信し、「ダメだね、アウトだ」と発言した。</p> <p>したがって、当社が事実でないことをあたかも事実のように演出する「やらせ」を行ったものではない。</p>

申立人	被申立人
<p>■ 放送の中に捜査官が弊社従業員の逮捕を検討する会議の場面があるが、この会議で捜査官がホワイトボードに被疑者4名の写真を貼っていくのだが、ここで貼られる被疑者の写真はいずれも2021年7月28日に愛知県警蟹江警察署で撮影されたもので、この捜査会議は実際には逮捕後に撮影されたものである。</p> <p>この番組自体はドキュメンタリーバラエティーなのであろうが、警察に密着してその内容を伝えるというコンセプトであり、視聴者は放映された会議が実際に逮捕を検討するために行われた会議であると思うのが普通である。しかも、この会議の場面には「再現ドラマ」のような注釈もない。実際に逮捕前に行っていない会議を、あたかも会議前に行ったかのように再現させたこの会議は、「やらせ」であり、ドキュメンタリーバラエティーとして許される演出の範囲を大きく超えている。</p> <p>■ 放送の中に警察署内の捜査員同士の会話や打ち合わせの場面(それぞれ別の日時という設定)が何度か出てくるが、捜査員の服装やネクタイが毎回同じ。これも同じ日にまとめて撮影されたものと思われる。「やらせ」である。</p>	<p>□ 申立書で指摘のとおり『『再現ドラマ』のような注釈』がなく、捜査の時系列に沿った一連の撮影であるかのような構成になっていたことは、お詫び放送でも触れたとおり視聴者の誤解を招いたと真摯に受け止め反省している。ただし、当番組の「事後撮影」は、まず事前にペン取材を行い、詳細に聞き取りを行っている。そして撮影時には実際の現場で捜査員に対し「捜査会議はどのように行いましたか？」などと改めてその現場で詳細に聞き取りしたうえで、当時の様子をひとつひとつ撮影している。もちろん台本は存在しないし、実際には行われていなかった内容の会議等を実際に行われたかのように撮影・放送したという事実は一切ない。</p> <p>また、再現部分自体によって申立人の悪質性が特に強調されているなどといったことは特段なく、番組の構成およびテロップ・ナレーションの作成に不適切・不正確な点はあったものの、そのことと再現であることを明示せずに再現を放送したことは別であり、事後撮影そのものにより人権侵害が行われたということではないと認識している。</p>

#### 4. 社名などが推知される点について

申立人	被申立人
<p>■ 放送では弊社の社名や逮捕された従業員名を伏せ字にしているが、弊社が取り扱っていた「鬼退治」という商品名はそのまま放映されている。そのため、社名、従業員名を伏せ字にしたところで、他の事件報道から弊社の社名や従業員名が容易に推知される。しかも、実際の捜査官を使った過度な演出やセンセーショナルなナレーション、テロップと合わせて放送することで弊社や弊社従業員の信用やプライバシー、名誉感情を大きく毀損している。</p> <p>■ 番組をみた取引先から放送内容に関する問い合わせが複数あった。放送で取り上げられた従業員はショックで体調を崩した。</p>	<p>□ 放送においてはモザイクをかけ、氏名等は伏せており、一部スタッフにおいてはそれで足りると認識していたが、別の報道等と照らし合わせて氏名等が推知される可能性について十分に考慮できていなかった。また、ナレーションやテロップに関し、行き過ぎた演出を行った面があることは否定できず、深く反省している。体調を崩された従業員の方には、心よりお詫び申し上げます。</p>



## 5. お詫び放送などの事後対応について

申立人	被申立人
<p>■ テレビ東京は申立人ら代理人との協議において、警察署内の捜査員同士の会話や会議の場面は、「事後」にかつ「同一日」に撮影したものであると認めている。しかしながら、テレビ東京は5月の定例会見で、場面の撮影が「事後」に行われたことは述べているものの、「同一日」に撮影されたことについては触れなかった。さらに「あくまでも事実に基づいて『再現』したということです」「最終的には再現であることを表記できていないということに尽きます」と述べている。</p> <p>申立人ら代理人は、事実と異なる内容を「再現」と評価することは誤っており、誤った内容について「再現」と表記すれば許されるものではない旨を、テレビ東京との協議の際に指摘してきた。</p> <p>申立人らは、その信用と名誉を回復するために、捜査員同士の会話や会議の様子がどのような経緯で撮影されたものであるのか、明らかにされることを望んでいる。</p> <p>■ お詫び放送およびお詫び文は、テレビ東京と申立人らとの事前の協議で双方が内容を調整し、確認し、納得して出した文章である。テレビ東京が行ったお詫び放送およびお詫び文のホームページの掲載自体については一定の評価をしている。しかしながら、テレビ東京との協議や定例会見を受けて、なおさら本番組にやらせやねつ造の疑惑が強まったこと、テレビ東京はねつ造ややらせはないとはいうものの、番組の制作過程について明らかにせず、検証の機会も与えていないことに大きな不満がある。また、テレビ東京が警察密着番組をやめたとしても他局では警察密着番組を継続するようである。そうであれば、問題となった本番組を十分に検証し、同じような放送被害が生じさせないようにすることが必要であると考えに至った。したがって申立人らは本申立てを取り下げません。</p>	<p>□ 当社は申立人側と具体的な話し合いを幾度となく丁寧に行ってきた。申立人側の意向を反映して双方合意に至った以下の内容を実施した。</p> <p>① 5月28日(火)18時25分～18時30分、「お詫び放送」を行った(3分45秒)。「激録・警察密着24時!!」は2023年3月28日(火)18時25分～20時54分で放送したが、本件「お詫び放送」も、本件放送の放送時間内(かつ冒頭)・同じ曜日で放送した。また「お詫び放送」は、当番組放送時と同じテレビ東京および系列5局(テレビ北海道、テレビ愛知、テレビ大阪、テレビせとうち、TVQ九州放送)、びわ湖放送、岐阜放送、テレビ和歌山で放送した。</p> <p>② また放送直後に「お詫び放送」の内容(全文)をホームページに掲載するとともに「お詫び放送」の動画を閲覧できるようにした。またホームページの掲載期間は申立代理人の要求どおり7月末日までとした。</p> <p>③ 5月30日には当社代表取締役社長が記者会見で「この番組を放送する責任はテレビ東京にあります。今回、視聴者の皆様と関係者の皆様にご迷惑と誤解を与え、名誉を傷つけたことをテレビ東京の社長として深く反省し、心からお詫び申し上げます」と謝罪し、新聞等で広く取り上げられた。</p> <p>□ 当社(代理人を含む)と申立代理人との間で7回ほど面会の機会を設け、この間、申立人への謝罪ならびにお詫びのホームページ掲載および放送という被害回復措置を申立人側の意向を確認しながら行ってきたこと、当社から提示した文案に対して「やらせ」の観点から修正を加えるように求められたことはないこと、またそのような当社の対応について申立代理人からは「私も申立会社も丁寧に放送していただき満足している」という発言もあったことから、本申立てを取り下げただけのものと考えていた。当社としては、実際に行われたことをそのまま再現したものは「やらせ」と評価されるものではないと考えて</p>

申立人	被申立人
	<p>いる。また、当初の申立ての理由となっていた権利侵害の問題については、申立代理人を通して申立人の意向を確認しながら被害回復措置を講じてきたものであり、その点に関して双方に事実関係の争いはないものと認識している。</p> <p>したがって、「やらせ」であるとの点に関する申立ての内実は権利侵害に関するものではなく、事実を歪曲するような再現をさせて放送したという意味での放送倫理上の問題はないと考える。</p>

## VI. 申立ての経緯と審理経過

年月日	主な内容
2023年3月28日	テレビ東京が当該番組を放送
2024年1月5日	申立人が委員会に「申立書」を提出
6月11日	申立人が委員会に「申立てを取下げない理由」を提出
6月14日	テレビ東京が委員会に「経緯と見解」を提出
6月18日	第328回委員会で審理入り決定
7月11日	テレビ東京が委員会に「答弁書」を提出
7月16日	第329回委員会で審理
8月5日	申立人が委員会に「反論書」を提出
8月20日	第330回委員会で審理
8月27日	テレビ東京が委員会に「再答弁書」を提出
9月10日	第331回委員会で審理
10月15日	第332回委員会で審理
11月19日	第333回委員会でヒアリングと審理
12月11日	第1回起草委員会
12月17日	第334回委員会で審理
2025年1月15日	第2回起草委員会
1月21日	第335回委員会で審理
2月14日	第3回起草委員会
2月18日	第336回委員会で審理、次回委員会までに持ち回り確認で「委員会決定案」を了承することで合意
2月28日	「委員会決定案」を了承
3月18日	「委員会決定」通知と公表





放送倫理・番組向上機構 [B P O]  
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員 長	曾我部 真 裕
委員長代行	鈴木 秀 美
委員長代行	廣 田 智 子
委 員	大 谷 奈緒子
委 員	國 森 康 弘
委 員	斉 藤 とも子
委 員	野 村 裕
委 員	松 尾 剛 行
委 員	松 田 美 佐